

平成18年 第3回(定例)由布市議会会議録(第5日)

平成18年9月15日(金曜日)

議事日程(第5号)

平成18年9月15日 午前10時00分開議

- 日程第1 報告第6号 平成17年度由布市水道事業会計継続費精算報告書について
- 日程第2 報告第7号 平成17年度財団法人陣屋の村の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第3 報告第8号 財団法人陣屋の村の解散を説明する書類の提出について
- 日程第4 認定第18号 平成17年度由布市水道事業会計収支決算の認定について
- 日程第5 承認第13号 専決処分の承認を求めることについて「平成18年度由布市一般会計補正予算(第2号)」
- 日程第6 承認第14号 専決処分の承認を求めることについて「平成18年度由布市一般会計補正予算(第3号)」
- 日程第7 議案第122号 由布市市営住宅条例の一部改正について
- 日程第8 議案第123号 由布市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第9 議案第124号 由布市乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第125号 由布市交通安全の保持に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第126号 由布市営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第127号 由布市湯平ふれあいホールの指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第128号 由布市陣屋の村自然活用施設の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第129号 由布市非核・平和都市宣言の制定について
- 日程第15 議案第130号 市道路線の認定について(中ノ尾線)
- 日程第16 議案第131号 市道路線の認定について(宮園花園線)
- 日程第17 議案第132号 市道路線の認定について(庄内直入線)
- 日程第18 議案第133号 大分県消防補償等組合理約の一部変更について
- 日程第19 議案第134号 平成18年度由布市一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第20 議案第135号 平成18年度由布市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第21 議案第136号 平成18年度由布市介護保険特別会計補正予算(第1号)について

日程第22 議案第137号 平成18年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算(第1号)について

日程第23 議案第138号 平成18年度由布市水道事業会計補正予算(第1号)について

日程第24 農業委員の推薦について

追加日程

日程第25 請願について

日程第26 議案第139号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

本日の会議に付した事件

日程第1 報告第6号 平成17年度由布市水道事業会計継続費精算報告書について

日程第2 報告第7号 平成17年度財団法人陣屋の村の経営状況を説明する書類の提出について

日程第3 報告第8号 財団法人陣屋の村の解散を説明する書類の提出について

日程第4 認定第18号 平成17年度由布市水道事業会計収支決算の認定について

日程第5 承認第13号 専決処分の承認を求めることについて「平成18年度由布市一般会計補正予算(第2号)」

日程第6 承認第14号 専決処分の承認を求めることについて「平成18年度由布市一般会計補正予算(第3号)」

日程第7 議案第122号 由布市市営住宅条例の一部改正について

日程第8 議案第123号 由布市国民健康保険条例の一部改正について

日程第9 議案第124号 由布市乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正について

日程第10 議案第125号 由布市交通安全の保持に関する条例の一部改正について

日程第11 議案第126号 由布市営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について

日程第12 議案第127号 由布市湯平ふれあいホールの指定管理者の指定について

日程第13 議案第128号 由布市陣屋の村自然活用施設の指定管理者の指定について

日程第14 議案第129号 由布市非核・平和都市宣言の制定について

日程第15 議案第130号 市道路線の認定について(中ノ尾線)

日程第16 議案第131号 市道路線の認定について(宮園花園線)

日程第17 議案第132号 市道路線の認定について(庄内直入線)

日程第18 議案第133号 大分県消防補償等組合理約の一部変更について

日程第19 議案第134号 平成18年度由布市一般会計補正予算(第4号)について

日程第20 議案第135号 平成18年度由布市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

日程第21 議案第136号 平成18年度由布市介護保険特別会計補正予算(第1号)について

日程第22 議案第137号 平成18年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算(第1号)について

日程第23 議案第138号 平成18年度由布市水道事業会計補正予算(第1号)について

日程第24 農業委員の推薦について

追加日程

日程第25 請願について

日程第26 議案第139号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

出席議員(26名)

1番 小林華弥子君	2番 高橋 義孝君
3番 立川 剛志君	4番 新井 一徳君
5番 佐藤 郁夫君	6番 佐藤 友信君
7番 溝口 泰章君	8番 西郡 均君
9番 淵野けさ子君	10番 太田 正美君
11番 二宮 英俊君	12番 藤柴 厚才君
13番 佐藤 正君	14番 江藤 明彦君
15番 佐藤 人巳君	16番 田中真理子君
17番 利光 直人君	18番 小野二三人君
19番 吉村 幸治君	20番 工藤 安雄君
21番 丹生 文雄君	22番 三重野精二君
23番 生野 征平君	24番 山村 博司君
25番 久保 博義君	26番 後藤 憲次君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 衛藤 重徳君 書記 衛藤 哲雄君

書記 吉野 貴俊君

説明のため出席した者の職氏名

市長	首藤 奉文君	助役	森光 秀行君
教育長	清永 直孝君	総務部長	二ノ宮健治君
総務課長	秋吉 洋一君	総合政策課長	野上 安一君
行財政改革室長	相馬 尊重君	財政課長	米野 啓治君
産業建設部長	篠田 安則君	農政課長	平野 直人君
建設課長	荻 孝良君	水道課長	目野 直文君
健康福祉事務所長	今井 干城君	福祉対策課長	立川 照夫君
保険課長	佐藤 純史君		
健康増進課長兼健康温泉館長			大久保富隆君
環境商工観光部長	小野 明生君	環境課長	麻生 哲雄君
挟間振興局長	後藤 巧君	庄内振興局長	大久保眞一君
湯布院振興局長	佐藤 純一君	教育次長	後藤 哲三君
学校教育課長	太田 光一君	生涯学習課長	甲斐 裕一君
消防長	二宮 幸人君	代表監査委員	宮崎 亮一君

午前10時00分開議

議長（後藤 憲次君） 皆さん、おはようございます。議員並びに執行部各位には、連日の本会議でお疲れのことと存じますが、本日もよろしく願いいたします。

3番、立川剛志議員より、歯が痛むために医者に寄ってくるそうで、少々おくれる旨の連絡ありますので許可しております。

ただいまの出席議員数は25人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より、市長、助役、教育長、代表監査委員及び各部長、関係課長の出席を求めています。

本日の議事日程はお手元に配付の議事日程第5号により行います。

これより去る9月7日の本会議において上程されました各議案の質疑を行います。なお、発言につきましては、質疑・答弁とも簡潔にお願いをします。

・

日程第1・報告第6号

議長（後藤 憲次君） まず日程第1、報告第6号平成17年度由布市水道事業会計継続費精算

報告書についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 精算報告ということで、17年度、事業そのものは、前半で終わってしまったんですけども、起債等の関係で、今回になったということのようです。

真ん中辺の、10ページの真ん中辺に、支払い義務発生額4億5,122万1,435円というふうにあります。右方に税込みとあります。税抜きで、建物、機械装置それぞれの金額を教えてください。

議長（後藤 憲次君） 水道課長。

水道課長（目野 直文君） 水道課長です。

今、税抜きの資料をお持ちしていませんので、また後ほどでよろしいでしょうか。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。 これで質疑を終わります。

日程第2．報告第7号

日程第3．報告第8号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第2、報告第7号平成17年度財団法人陣屋の村の経営状況を説明する書類の提出について及び日程第3、報告第8号平成17年度財団法人陣屋の村の解散を説明する書類の提出についての2件は、同一施設の案件につき、一括議題として質疑を行います。質疑ありませんか。8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 一括するにはふさわしくないというふうに思います。片方は17年度の事業報告で、もう一方は財団法人陣屋の村という団体の解散であります。

それで、事業報告について、幾つか気になる点があるのでお尋ねいたします。

一つは、事業報告の中に、ふれあい農園の管理運営で、棚式15区画、貸し付け0というふうになってます。実際は、ほとんどの棚式が、作物が植えられて利用されてます。それで、貸付料等が一体どうなってるのか。その辺の報告をお願いしたいと思います。

4ページに、各理事会の中で、特段目を引くのは、地位保全等仮処分命令申し立て事件の訴訟を、代理人も選任してやってるということが記載されてます。

地位保全等仮処分命令そのものの経過について、もう既に、理事長も辞められているみたいにありますけれども、その後どうなっているのか。御報告をお願いしたいというふうに思います。

さっきは、別々にやるべきだと言うんですけど、一緒にお尋ねします。

今の事業報告の最後に監査報告書が載ってます。監査の御意見として、最後に、自然環境豊かな数少ない施設ですので、よい形で継続されることを望みますという非常に抽象的な言い方なんですけども、具体的に、どういうことを指しているのかお尋ねしておるのであれば、教えてくださいというふうに思います。

次に、解散の理由説明書であります。議案第23号基本財産の処分についてということで、旧挾間町時代に、2,000万円出資した基本財産そのものが、左側の財産目録を見ますと、ほとんど、累積損失が1,974万9,467円、うち当期損失が468万4,622円ということで、全く残りが無いという状況が、この中に示されてます。

その中で、その上の段を見ると、未収金が80万円、未払い金が190万円ということで、手持ち預金が150万円ということで、未収金の中身がいささか気になるんです。

本当に回収可能な未収金なのか、それともこれがだめだったら、全体がもう既に大きく狂うというようなことになるんで、そこ辺の内容について教えていただければと思います。

以上です。（「議長、ちょっと休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

議長（後藤 憲次君） 休憩します。

午前10時08分休憩

.....
午前10時09分再開

議長（後藤 憲次君） 再開します。

各常任委員会に入る分については、その辺は御遠慮願いたいというふうに思います。

それではほかに質疑ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

日程第4・認定第18号

議長（後藤 憲次君） それでは次に、日程第4、認定第18号平成17年度由布市水道事業会計収支決算の認定についてを議題として、監査委員の決算審査報告も含めて質疑を行います。質疑ありませんか。8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） これは監査委員さんというよりも、当局、どなたが、監査委員にこの監査をお願いするんかどうかわからんですけども、監査計画を見ますと、要するに7月上旬に、監査をしたいという意向を示してました。

依頼が8月に入ってからということで、管理者側は、早目に、早くこの資料は、市長の方に提出してたということで ようわけわからん話ですけど にもかかわらず、8月まで置いといたという理由がよくわからんですけども、そういう監査計画等は見たことないし、監査委員から話も聞いたこともないということなのか。それとも、そういうふうに監査委員さん、言うけども、いやうち関係ねえんだと、うちのやり方でやるんだということで、8月に監査をお願いしたのか。その決算審査のそれをお願いしたのかその辺を確認したいと思います。

監査委員さんにお尋ねします。

今回、水道の決算の中で、収益が伸びてないにもかかわらず、減少してるんですけども、逆に費用の方はかなり使ったということで、その指摘を5ページに書いてます。営業費用、主に総係費の人件費また合併に伴う電算システムデータ移行委託等によるというふうに書かれてます。

主要な部分は人件費だというふうに思うんですけども、電算システムについては、金額がこの中にわかります。人件費が大体幾らぐらい、通常の額よりもかかっているのか。それはどうしてそういうふうになっているのかという部分が、わかれば教えていただきたいというふうに思います。

7ページを開いてください。監査報告の7ページに、借入額について、企業債残高及び支払い利息の状況の説明をしております。一覧表の下に、借入額については、浄水場電気計装更新工事の17年度借り入れ分が主なものとなっているというふうに指摘しております。

しかし、借入高は、8,850万円ということで、計装工事に要したのは、先ほどの精算報告書を見てわかるとおり7,190万円です。残りの1,660万円がどういうものだったのか。主なものというふうに書いてあるんで、ほかのがわからんのですけども、わかりましたら教えていただきたいし、もしわからなければ、担当課の方で答えていただきたいと思います。

9ページをごらんになってください。

9ページに、水道の不能欠損について指摘しております。実はこれは、決算審査する前、出納閉鎖をする前、5月26日の例月出納検査で同じことを指摘しているんです。にもかかわらず、決算で同様のことを言わねばならなかったということは、要するに出納閉鎖のときの、出納閉鎖ちゅうかその例月出納検査のときに指摘したことが、全く聞き入れようとしなかったのか。いや監査委員がそういうこと言っても、そんなの無視していいんだというふうに、水道事業管理者が考えてやられたことなのかどうかわからんのですけども、その辺、監査委員が指摘したことについて、それが聞いてもらえなかったという点を、監査委員自身がどのようにとらえているのか。その辺を教えていただきたいと思います。

以上です。

最初はまず向こうに聞かせてもらいたい。なぜ7月に監査計画上げとるのに、8月になるまでわざとそういうふうにしたんか。意図的なものを感じる。水道事業管理者がわからんやったら、だれに言っていいかわからん。

議長（後藤 憲次君） じゃわかるところから行こう。代表監査委員からお願いします。

代表監査委員（宮崎 亮一君） 最初の一番目の人件費ですけど、これはちょっと調べないと……。

議長（後藤 憲次君） マイクを近づけてください。

代表監査委員（宮崎 亮一君） 一番最初の人件費ですけど、これはちょっと調べさせていただ

かないと、ここでお答えできません。

それから、後の起債の分についてもまた、1,650万円ですか、それもちょっとここでは内容を把握しておりませんので、後で調べて御報告します。

それと、債権だったと思いますが、最後の不能欠損の件ですけど、これにつきましては、去年の最高裁判所の判決で、いわゆる公的な債権に対しては5年で落とすと。いわゆる時効の縁由を要しないと。

今度、最高裁の結論で、いわゆる民法上の債権であるという認識が示されまして、2年で一応、たつと時効になるんです。ただ時効の縁由を有することになりますから、本人が、時効であるというその主張をしない限りは、請求してもいただけるというようなこともありまして、今年度はいきなり過去3年分、まだ残ってる分です。2年を超える部分について全部ということは、他の町村とも勘案しまして、横並びの整理をしようかというような、そういう内容もありましたし、それから今回、固定資産の台帳と、決算書を修正しまして、やっと合いましたという話をしましたけれども、前回の説明、ちょっと説明漏れがありましたけれども、合併前に電算システムの中に組み込んであるんです。

それで、だけでもこれが、決算書と連動してない部分がありまして、ちょっとこれ今、業者と検討中というようなこともありまして、とにかく、最初は、この前申し上げましたように、手書きの分を拾い出して、原因を究明して、そして幾ら合いませんよという話だったんですけど、その後、電算システムを導入しまして、その各水道の利用者ごとに入力してしまったんです。

その結果、固まりました数字との差額で、今回、ようやく修正できたというようなその経緯があります。

そういうことで、不能欠損につきましては、そういう内容に基づいて、まだ落とすべきかどうかという問題の部分も残ってるわけですけども、ただ、今、体制の中で、事務のいわゆる収納事務の方になかなか傾注できない、力を注ぐことができないという事情もありまして、従来よりは、集金の状況がよくないかというふうに思われます。

だからそれをしきりに言ってるわけですけども、業者の方と一緒に検討をしまして、その辺の改善を図るべく、今、やっておられると思います。担当の方です。

そういう状況で、こういう話になるんですが、この前のお話のように、形骸化していくっていうものも、言葉もありましたけど、やはり何て言いますか、同じようなことを書くっていうことは、形骸化してないという認識を常に持ってもらっていただくということで、重ねた表現が出てきておるんですけども、ほかに他意はありません。

議長（後藤 憲次君） 水道課長。

水道課長（目野 直文君） 水道課長です。

8月に監査ってということなんですが、水道は公営企業法に今、のっとりまして、5月の市長報告ということになっておりますので、5月末で、市長の方へ報告をいたしました。

後はどちらにしても、考えられるのは、9月、同じ決算、議会への報告のときに、9月、一般会計等々、一緒となったときに、一般会計の何て言いますか、おくれ、できなかったちゅうこと、それで、日程的で、水道の方の決算もおくれたんじゃないかなろうかと自分で思っておる次第です。（発言する者あり）

それと、企業債のことなんですが、先ほど議員さんが言われましたように、17年度は、旧挾間町におきまして、9月末までに4件の改良工事をしております。その分の企業債借り入れでございます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 総務部長。

総務部長（二ノ宮健治君） 先ほどの監査に付す期間が長過ぎたんじゃない、時間がかかり過ぎたんじゃないかという御質問でございます。

公営企業法と一般の決算認定制度は同じだと思ってます。期間的なもんがちょっと違うんですけど、とりあえず、先ほど課長が言いましたように、うちの水道管理者の方に上がってきました。

その後、内容精査をしながら、監査委員の審査に付すと。そして、後は一般と同じようなやり方、一般といいますか、一般会計と同じようなやり方だと思います。この間、先般、8番議員にお答えをしましたように、やはり決算につきましては、早期審査、早期認定ということの中で、そういうように努めたいと思います。

特に、決算監査の計画との整合性についても、あまり私たち、うまく把握をしておりませんでした。そのことのつきましては、そのことを大事にしながら、来年度以降気をつけていきたいと思っております。

議長（後藤 憲次君） ほかに。8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 一般の監査と違うんです。企業会計は、3カ月以内に監査をして、そして直近の定例会に提出しなさいということで、水道会計だけは、遅くやるということではできません、これだけは。

だからそういう点で言えば、監査委員さんも、それを考えられて、事前に早くやろうとか、あるいは5月末を見込んで、不能欠損をしないようにというような、例月で指摘をしたんだらうというふうに思いますよ。

しかし、そういう監査計画や、指摘が生かされなくて、今、監査委員さん自身も言いましたけれども、監査の指摘が形骸化されてるちゅうことについては、警鐘を乱打する意味で、何回も書くんだというふうに言われてるわけです。

そこ辺はやっぱり、しっかり受けとめて、そして今後に生かすということをやってほしいというふうに思います。

1件、お尋ねします。先ほど説明の中で、旧挾間町の固定資産の総額の件について補足されました。

ちょっと気になるのは、今、業者と何か云々かんぬんということ言われてたんですけども、結局、あれは、この決算報告、1ページで書いている固定資産総額と、減価償却累計額との数値の相違については、整理されておりということで、もう済んでしまったちゅうんじゃないくて、まだ継続中というふうに理解していいんですか。

議長（後藤 憲次君） 代表監査委員。

代表監査委員（宮崎 亮一君） お答えします。固定資産総額と差異があったことについては、もう一応、完了しました。

それで、今後、集金システムで、いわゆる督促状を出した後、催告状まで出す要領が電算システムの方で確立しておりませんので、それを今、検討中ということでございます。

議長（後藤 憲次君） 8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 了解しました。

ただし、気をつけてほしいんですけれども、私は、滞納金すべてをその水を使ったんだから、全部返せというような乱暴な話はしないでほしい。監査委員さんに旧挾間町のときは、たびたび言ってますけども、生活保護の人は、水道料支給されてるわけです。それに見合う額を。

ところが今、生活保護を受けないけども、その基準以下の人は幾らでもいるわけです、たくさん。そして一生懸命生活しているわけですよ。

そういう人に対して、減免規定はあるにもかかわらず、水道料は1円たりともまけてないんですよ。規定があっても。

そこ辺について、生活困難者に対して、どういうふうな指導をするのか。それを何度もあなたに言うんですよ。減免条例適用するようにとか。そういう監査指導しなさいと。そのかわり悪質なのについても、徹底的に、これは法的な措置も含めて、断固たる処置をしなさいと。もう挾間には、本当、悪質なのがいっぱい、やくざも含めていましたから、そういうなのに対しては、もう断固たる処置をとってくださいというお願いはしてました。

そこ辺を監査員としても、やっぱり見極めて、指摘をされるように望みます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

日程第5．承認第13号

日程第6．承認第14号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第5、承認第13号専決処分の承認を求めることについて「平成18年度由布市一般会計補正予算（第2号）」及び日程第6、承認第14号専決処分の承認を求めることについて「平成18年度由布市一般会計補正予算（第3号）」は、同一会計につき、一括議題として質疑を行います。質疑ありませんか。8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 総務部長にお尋ねいたします。

挟間町のときといろいろやり方は違って、私もとまどうことが多いんです。

款項目の数字が、飛び飛びでもいいなんちゅうことが、初めて知って驚いてるんですけど、この補正予算で、かがみを見てほしいんですけども、かがみちゅうか、条文です。1条、2条。

旧挟間町のときは、「歳入歳出予算の総額に」の前に「既定の」ということで、既に決められてる、そういう歳入歳出予算の総額に対して、幾ら補正をするんだと。由布市では補正予算という言い方をしてますけども、挟間の場合は、補正をするんだというふうに言われてたんですけど、「既定の」ちゅうのが使わんでいいちゅう、あなたも何もなしに、総務部長しとって、もうこれは、あれは要らんかったんじゃ、挟間町の自分の40年は間違ちよったんじゃと思っとるのかどうかわからないんですけども、そこ辺、ちょっと教えてほしいんですが。「既定の」ちゅうのは別に要らんのですか。

議長（後藤 憲次君） 総務部長。

総務部長（二ノ宮健治君） 8番議員にお答えします。

ちょっと調べさせてください。次回といたしますか、委員会の中で明らかにしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 地方交付税の補正であります。

2段階に分けて 2段階に分かれてないんか 分かれてないんですね。今度改めて次に出る一般会計補正予算やね。この1,056万円の専決処分の交付税は、決定が7月、補正の決定、いつですか。7月10日ですかね、8月7日。もう既に、交付税の決定通知が来た後に、これされてるんですけど、要するに全額出さなくて、こういうふうの小出しにした理由というのが、ちょっとよくわからんですけども、何か考えがあつてのことなのか伺いたいんですけども。

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 財政課の米野です。8番議員さんにお答えいたします。

今回の1,056万円につきましては、交付税は決定されていましたが、歳入歳出にあわせて、それぞれ補正したということだけでございます。（発言する者あり）はい。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。 これで質疑を終わります。

日程第7．議案第122号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第7、議案第122号由布市市営住宅条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

日程第8．議案第123号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第8、議案第123号由布市市国民健康保険条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありますので、発言を許します。9番、淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） おはようございます。担当課長にお伺いしたいと思います。

8月24日の合同新聞に掲載されておりましたが、早ければ、10月から一時金が直接病院へ支給できるように変更と掲載されておりました。実際にかかった費用との差額分だけを精算する仕組みに変えるという記事を見たんですが、これは実際、由布市の国保も実施できるのでしょうか。

それとまた、例えば滞納があった場合はどういう対応になるのかを、まずお聞きしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 保険課長。

保険課長（佐藤 純史君） 保険課長の佐藤でございます。

8月24日の大分合同新聞の記事を見ますと、厚生労働省は、出産一時金を本人でなく、医療機関に支給できるよう変更、差額分を精算する仕組みに変えるということでございます。

これは、一応、新聞の情報だけでありまして、私の方にまだいろんな通知がきておりませんし、今後、この国の方針を踏まえながら、また我が町にあります国保運営協議会の中で御提示申し上げ、その中で協議していただきまして、対応していきたいと考えております。

それから、未納者につきましても、これもどのようにするのか。国の方向を見ながら、国保運営協議会の中で協議していただいて、進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） 今回、30万円から35万円に改正されましたが、例えば、国でそう決まった場合は、普通の健康保険、政管健康保険ですけど、がなされる場合は、自動的にち

ゆうたら悪いんですけど、国保はまあ市町村の首長の判断によると思うんですけども、そういうふうになされたときには、同じような対応がなされるのでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 保険課長。

保険課長（佐藤 純史君） お答えいたします。

私どもは、これ、国保については直接、35万円上げなさいという指示はございません。

しかし、共済とか、いろんなところ、法律に基づいて上げますので、それに基づいて、県の方から、由布市としてはどのくらい上げるのか書類を出しなさいということで、認めていただいて今回のようになるわけでございます。

議長（後藤 憲次君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） はい、わかりました。そうだと思います。

私はずっと、こうなればいいなというふうに思ってたことが、来年4月から、また高額医療費もそういうふうな実施になるというふうに、国の方では決定してるみたいなんですけど、このことも含めまして、こういう問題が出ましたときには、普通の共済組合、健康組合などと同等に、やはり平等のような形で、実施されることを望みますので、こういう問題が出ましたら、対応方よろしくお願ひしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） いいですか。

以上で、通告による質疑は終わります。ほかに質疑ありましたら受けます。ありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 一般質問の中で、ほかの同僚議員が、由布市の制度継続してやるべきじゃないかということがずっと出る出されてました。

同時に、5歳の誕生日までとしていた分は、6歳のその就学前までにしたということは、それは……（発言する者あり）国保、ごめん。全部訂正。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。 これで質疑を終わります。

日程第9．議案第124号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第9、議案第124号由布市乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありますので、通告順に発言を許します。まず、19番、吉村幸治君。

議員（19番 吉村 幸治君） 19番です。この改正の理由で、市長は、県の条例が変わったためということと、少子化対策ということをつけ加えたんですけれども、果たしてこれが少子化対策になるんだろうかなという疑問を持ちますので、二、三、お尋ねをしたいというふうに思っております。

改正の対照表、ここ、開いていただきたいと思います。

この第2条、定義の第2条、現行では1から3番まであるわけですが、改正案では、これが一つにまとめられたわけなんです。

改正案の中では、6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者というふうにまとめられたわけなんですけども、現行のこの制度というのは、旧湯布院町の制度を新市が引き継いで行った条例であろうというふうに思いますが、それをまず確認したいということと、この現行の条例を生かした場合の、市のいわゆる支援額というのは幾らになっておったのかと。それが改正によって、第2条の適用になった場合、市の支援額は幾らになるのかということ、まず2点目です。

それから、次に、一部負担金の第4条の2項です。次の次です。その中に、1回、まあ通院をすると500円と。月に4回までと。入院の場合は1日500円と。14日までで、7,000円は受診者の負担とするというふうなことなんですよね。

そうなったときに、市の負担の額はどのくらい見ておるのかということなんです。

一般質問の中でも、この辺が大分取り上げられて、お答えをいただいておりますけども、この議案の中で、再度、お答えをいただきたいというふうに思っております。

それから次が、助成の方法です。第6条の第3項を見ますと、助成の対象者が医療機関に、助成対象となるべき一部負担金を支払ったときは、市に対して申請に基づき、支払った一部負担金の額を支給するというふうにあります。

これを見ますと、どうも、解釈のしよによっては、月に払った500円、これも支払いしますよというふうにとれるんですが、何かどうもそうでないようにあるんで、その辺を確認をしたいということなんです。

そこで、本市において、0歳から6歳までの子供さんがどのくらいいらっしゃるのかということとをまずお尋ねをしまして、県下でもこの条例改正を受けて、全額負担というふうな市町村があります。

一般質問の中でも指摘をしておりました。日田市であるとか、豊後大野市、竹田市、津久見市というふうな市が、全額を無料にするんだという条例をしておることなんですけども、もし、この条例を変えて、6歳まで、4市と同じように、市が負担をするということになれば、幾らかかるのかというこの点を、まずお答えをいただきたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 健康増進課長。

健康増進課長（大久保富隆君） 健康増進課長でございます。吉村議員にお答えをいたします。

現行条例によります5歳未満までの無料とした場合の市の単独予算は幾らかという質問でございますが、18年度見込みで、3,100件で780万円と見込んでおります。

次に、第4条の2、一部自己負担金でございますが、これは通院1回500円で、月4回で2,000円、入院が1日500円で、14日までしたときは7,000円。こういった一部負担金を受益者が負担したときの市の単独予算は幾らかということでございますが、これはもう全対象が、補助対象となります。そのときの一般財源見込みといたしまして、2,558万2,000円ほど見込まれます。

次に、助成の方法でございます。6条の3項、これ償還払いをうたった条項でございますが、償還払いをどんなものか、簡単にわかりやすく説明をしたいと思えます。

まず、一部自己負担金とはどういうものかということでございますが、例えば、医療機関で、医療費が6,000円かかったといたします。そして、医療負担が2割の場合、1,200円、これが一部負担金として、保護者が払う分でございます。

これから、一部負担金、一部自己負担金として1回500円でございますので、1,200円から500円を引いた700円、700円を本人に払う。この流れといたしましては、一部自己負担金の1,200円を領収書を添えて、申請書と一緒に市の方に、これ償還払いでございます。償還払いという言葉は、ややこしいんですが、立てかえ払いと認識してもらった方がわかりやすいと思えます。

医療機関に全額、窓口で全部立てかえる。これは償還払いという言葉を使っております。ですから、一部負担金は、全額その窓口で払ってもらう。1,200円です。そしてその領収書を添えて、申請を出してもらって、そしてそれから一部負担金500円は本人に負担してもらう。それであとの700円を本人に返す。

これが償還払いという方法でございます。この一部負担金というのは、こういった自己負担金と一部負担金、言葉がまぎらわしいわけですけども、一部負担金というのは、こういった性格でございます。

ついでで悪いんですけど、現物給付も説明してよろしいでしょうか。

現物給付と、もう2つの方法しかありません。現物給付の場合は、いわゆる現物と言ってもお金を保護者に払わなくて、直接、医療機関に払う、そういう制度でございます。

先ほどの例を言いますと、一部負担金として1,200円ということになります。それから自己負担金で窓口から500円を払ったあと残りの700円、この700円を行政が医療機関に払う。

本人に払わなくて、医療機関に払う。そういう本人に払ってまた病院に持って行ってもらうというその手間を省けるために、本人に払わなくて、医療機関にこの700円の助成分を払うという、これが現物給付という方法でございます。

続きまして、本市における0歳から6歳までの人口の人数と、その割合は幾らかということで

ございますが、8月末現在で、0歳から6歳までが1,933人でございます。人口が3万6,699人でございますので、その割合は5.3%でございます。

このときの市の負担は幾らになるかということで、現行条例を支給した場合は、一般財源が3,368万2,000円と見込んでおります。したがって、先ほどの1番で説明した2,558万2,000円よりも、約800万円ふえて、一般財源が3,368万2,000円と見込んでおります。

それと、言い漏れましたが、最初の、合併するときに、湯布院の条例を引き継がなかったのかという質問でございますが、確かに大分郡では、湯布院町が実施しておりましたので、それをもとに由布市として、出発は、湯布院の条例を引き継いだという形で、今の現行条例はその方法で実施しております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 吉村幸治君。

議員（19番 吉村 幸治君） この医療制度改革は、もうころころ変わるんで、非常に担当課も大変でしょうけども、ただ、最後にお答えいただきましたように、この現行の制度は、旧湯布院町が、県下58市町村ある中でも、やはり子供たちに手厚くということで、率先して取り入れた条例だったんです。

非常にこのことに対しては、県下でも高く評価をされてきました。そうした中で、合併をして、その中で、福祉は厚い方にあわせようという協議の中で、由布市の条例が旧湯布院町の条例になったと思うんです。

しかし、今回、この条例改正は、県下一円の横並びになってしまつとるわけです。

これでは、旧湯布院町から受け継がれた由布市の子供に対する厚き支援というのが、非常に後退するというふうに思うわけです。

それで、再度、質問するわけですが、1項目の5歳まで無料にしたときには、780万円ですか。これをほかの市町村に比べて、市が負担しておったわけです。ほかは3歳までだったから。しかし780万円は、市をもって負担をしてきたと。しかし、今度は、6歳までにそれを延長したときには、800万円というものがまた余計にかかりますよということなんですよ。

これを見たときに、さっきの780万円というのは、既に、当初から市が予定をしておった金額だと思うんです。ですから、6歳まで無料にしたときの純粋な市の負担というのは、800万円です。済むんじゃないかなと思うんですが、その辺をもう一回、ちょっと確認をしたいんですが。

議長（後藤 憲次君） 健康増進課長。

健康増進課長（大久保富隆君） 見込みの段階では、確かに議員指摘のとおり、今、現行の一般財源よりも800万円の一般財源増というのが見込まれます。

これは、800万円にこだわるというのも何ですけども、これは定額補助ではございませんで、お医者にかかれば、800万円が1,000万円になる場合もありますし、病気にかからなくて、皆さん、健康であれば、500万円でおさまるといことでありますので、過去のデータ、こうしたときに、大体そのくらいぐらいは必要でなからうかという数字でございます。

議長（後藤 憲次君） 吉村幸治君。

議員（19番 吉村 幸治君） 0歳から6歳までの占める人口の割合が、5.3%と、2,000人を切るとするこの状況の中で、何としても、やはりこの800万円を予算化して、やはり多くの市民の声をやはり条例として生かすのが、やはり私は本当ではないかなというふうに思っておりますので、一応、質疑は終わりますけれども、この議案に対しては、非常に納得いかない部分がありますので、また採決の折には、私の考えを申し上げたいと思っております。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 議員の皆さん方には、この点については、大変不満足な点が多かろうと思っておりますけれども、この子育て支援につきましては、これだけにしぼらなくて、総体的に子育て支援を、私は考えておまして、例えば、保育園料にいたしますと、3歳未満児の由布市の保育園料は、3,000円でありますけれども、豊後高田市では6,700円、日田市では6,000円、豊後大野市では5,400円等々です。大分市と比べてみましても、非常にうちは低くいっております。

例えば、それから幼稚園の授業料にいたしましても、由布市は3,000円に設定しておりますけれども、姫島でも5,000円と、それから国東市で4,500円、豊後高田市で5,900円、大分市で6,100円といえます。

これだけの高い幼稚園の中で、由布市はそういう総体的に見て、どこでそういう支援をするかということでありまして、そういう医療費の支援もするか、保育料で支援するか、幼稚園の授業料で支援するかという形で、見ていただきたいと私は思っています。

議長（後藤 憲次君） 吉村君、いいですか、もう。吉村幸治君。

議員（19番 吉村 幸治君） 市長から補足の説明がございましたけど、しかし、そういうことは、非常にこのニュース性に欠けるんです。それを取り出されたからといって、いわゆる市の取り組みが、広報の中で生かされるということないんですね。

今、一番注目していることは何だというふうなことをやっぱり的確にとらえて、由布市もやりますよということになれば、昨今、非常に暗いニュースが由布市、新聞紙上にぎわしておりますけども、「おっ、由布市もやったか」というようなことで、やはり由布市のこの一つで子供に対する支援の評価というのが、私は上がると思うんです。

そういった市長がお答えいただきましたので、ちょっとつけ加えまして、最終日にまたお話し

たいと思います。

議長（後藤 憲次君） 次に、9番、淵野けさ子さんの質問許します。

議員（9番 淵野けさ子君） 今、通告いたしました内容の一部は、今の同僚議員と全く内容が同じような感じなんですけど、第6条の条文を読みますと、これは現物給付のことかなというふうに思ったんですが、3項目見ますと、今、お聞きしましたら、これは償還払いですね。上は現物給付のように見えて、下が償還払いで、これはちょっとわかりにくいなと思ったので、私も通告を出しておりましたが、ここまでするのであれば、できれば、差額のみを払うというような償還払いに、県の方もした方がよかったやないかなというふうに思ったので、ちょっと今の説明で、3項の条文の内容がわかりましたので、この分は省きます。

次に、受給資格証について通告しておりました。今、0歳児から6歳児までの人口はという質問の中、1,933名ですが、資格証をいただくのには、これ申請方式だと思うんですが、漏れなく受給資格証をいただくには、どういう方法でされるのかちょっとお聞きしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 健康増進課長。

健康増進課長（大久保富隆君） 健康増進課長です。淵野議員にお答えをいたします。

登録の申請でございますが、出生届、それと他の市町村から転入があった場合、戸籍の窓口から、児童手当だとか、乳児料だとか、いろんな制度の申請手続きがございます。その中の一つとして、受理受給資格者証の交付ということで、そういった窓口から案内されて、健康増進課窓口で登録手続を行う。そういう新規については、そういう方法で実施しております。

今現在、既に登録を済まされておる方は、もしこういう新たな制度ができましたら、新しい受給者証を全員に、市の方から交付をする予定をしております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） そうですね。今まで5歳までの方には、受給者証はもう渡ってるんですね。あと6歳までの方だけなので、人数はそう余りあれですね。

でも、制度が変わっても、受給者証そのものは変わらないんですか。同じものですか。

議長（後藤 憲次君） 健康増進課長。

健康増進課長（大久保富隆君） お答えをいたします。

ごろっと変わります。ですから、新しい受給者証じゃないと、県の補助事業にもものらないし、窓口で大変混乱をいたします。

ですから、窓口その場で、これが大分県の乳幼児医療助成事業の受給者証であるという認識が、医療機関の窓口でできない可能性があります。ですから、我々も、大変心配をしております。何とかよろしくお願ひいたします。

議長（後藤 憲次君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） 新規に変わるんですが、3歳までは現物給付でしたよね、今まで。それがすべて償還払い、6歳までなるということは、やはり、私はこの条例に賛成してるわけではないんですけども、内容を聞きたいわけですが、例えば、そういう説明も、どのように徹底されるのでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 健康増進課長。

健康増進課長（大久保富隆君） 徹底の方法は、早急に、市報に間に合えば市報、あるいは回覧、そういった方法で周知はしたいと思っております。

議長（後藤 憲次君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） 多分、とまどうと思います。何年かかかってやっと償還払いになって、今度また、じゃなくて、3歳までは現物給付になって、またすべて償還払いになるとなると、できれば県の あ、どういうふうですか。

これが最後なので済みません。で、なると、できれば県の方としても、多分医療機関との関係だと思んですが、6歳まですべて、何ちゅうかね、現物給付にできなかったものかっていうことが、すごく残念でなりませんが、そのところちょっと。

議長（後藤 憲次君） 健康増進課長。

健康増進課長（大久保富隆君） 淵野議員にお答えをいたします。基本はすべて、現物です。

議員（9番 淵野けさ子君） 現物……。

健康増進課長（大久保富隆君） 現物です。なかなかこう言葉があれですけど、現物ちゅうのは、本人が、今の制度で言えば、500円だけを納めれば、あとは行政が医療機関に払うという現物給付です。

償還払いというのは、大分県外、例えば久留米医大に行っただとか、そういうときには、大分県のこの助成制度がありませんから、久留米で行けば、久留米の病院にかかった領収書をもらってきて申請してもらおう。それが償還払いですので、大分県内の医療機関にかかった分については、すべて基本的に現物給付です。

議員（9番 淵野けさ子君） じゃ3項の部分は。

健康増進課長（大久保富隆君） これは、ですから、県外とかでした場合のことです。

議員（9番 淵野けさ子君） すごいわかりにくい……。 （発言する者あり）

議長（後藤 憲次君） 以上で、通告による質疑は終わりましたが、ほかにありましたら。1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 少子化対策ということですけども、ちょっと、市長がほかにもいろいろ子育てに関するところ、手当は厚くしていると言われてますけど、非常におかしいのは、

一つ前の議案の国保のところ、出産一時金を5万円高くして、子供を産みやすくしときながら、実際に産んだら後、子供に医療費がかかる、負担がふえるというのが、非常に矛盾してるんでおかしいなと思うんですけど、これは余談として、もしこの議案が、今回、同僚議員からも、いろいろ質問ですとか、問題点指摘されてますけど、この議案がもし今回、可決されなかった場合に、提案理由としては、県の制度改正によって、条例の一部改正をしなければいけないということなんですけど、これがもし可決されなかった場合には、実際、どうなるんでしょうか。

先ほどですと、例えば、受給資格者証なども前のやつでは、県から受給できないなどということがありましたけども、実際、これが市では認められなかった場合は、どういう状況が起きるんでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 健康増進課長。

健康増進課長（大久保富隆君） 健康増進課長です。小林議員にお答えをいたします。

もし議員の指摘のようになった場合は、受給者証そのものが、いわゆる今現在の条例でつくられた受給者証でございます。それと補助対象も、今現在で言えば、単独事業で5歳まではしてまますけども、その部分のみと、それと一番私が心配しちよるのが、医療機関窓口で受給者証が、今回の改正とは全く違う、今までの受給者証ということで、医療機関が、最初の1週間か10日は、この自治体がすべて9月議会に提案ということで、その受給者証が間に合わないということもあるから、要件さえ認めておれば、その医療機関は、9月上旬ぐらいまでは 期間的にはいつまでと区切ってませんけども 新しい受給者証が届くまでは、対応してくださいということで、県の方が、医療機関に通知をするようになってます。

ですけども、今、議員指摘のように、そうなった場合は、ある一時期を過ぎたときに、どうもこれ由布市の受給者証はおかしいと、これは県の統一規格ではない、違うのが出よるになったら、まずそのものが、医療機関で受け付けてくれなくなる場合、そうした場合、どうなるかと言いますと、全額本人負担という形になります。（発言する者あり）ですから、そうなった場合には、一応、償還払いというような形になります。

ですからそうなったときに、今度、償還払いで、由布市が実施したときに、それが今度、県の補助事業にのるのか、のらないかというのは、今、県の方にも問い合わせしてますけど、県からの返事はまだ来てませんので、その辺が補助事業にのるのか、のらないかはまだ今のところ、はっきりここ言えませんが、窓口で混乱するというのは確かにそういうことが起こるとはかなり予想されます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 混乱とかいうことじゃなくて、制度として、県の方は制度改正を

してるわけですね。

市町村がそれに準じた制度改正をしないで、現行のままの制度で行きたいと言ったときに、市町村の制度と、県の方の制度がかみ合わない部分が出てくると思うんです。

そのときに、市が負担、自己負担してた分は、市は変えてないんだから、市がこのままずっと負担するのはわかるんですけども、県の方の、今、受給者証の現場での混乱ではなくて、県外のみでやっていた制度というものが改正されて廃止になっているのであれば、その部分が通用しなくなってしまうのか、あるいは、市町村の方は現行のままだから、そういう市町村に対しては、県の方も、旧来どおりの対応をしてくれるのかどうかという部分なんですけども。

議長（後藤 憲次君） 健康増進課長。

健康増進課長（大久保富隆君） 健康増進課長です。小林議員にお答えをいたします。

議員指摘の件は、今、私も一番心配になってるところでございますので、県の担当課の方に問い合わせをしています。

ですから、それがまだ返事が来てませんので、どういう返事がちゅうのは、まだ今のところ県の方も検討中だと思います。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。 これで質疑を終わります。

健康増進課長。

健康増進課長（大久保富隆君） 制度的に、今は、5歳までですけど、県は6歳まで拡大してま
すから、その拡大部分がなくなるのも事実、現行でいった場合です。現行は、市単独も含めて
5歳までですけど、県は6歳まででいってますので、その6歳までの1年分が、補助対象になら
ない可能性もあります。

議長（後藤 憲次君） ここで休憩をいたします。再開は11時25分からです。

午前11時05分休憩

.....
午前11時23分再開

議長（後藤 憲次君） 再開いたします。

日程第10、議案第125号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第10、議案第125号由布市交通安全の保持に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

日程第 1 1 . 議案第 1 2 6 号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第 1 1、議案第 1 2 6 号由布市営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑ありませんか。山村博司君。

議員（24番 山村 博司君） 24番、山村。2点だけ、担当課長にお尋ねをいたします。

まず、これは補助事業の補助率が変動するということですが、今から団体農家の方が、非常に農家対象が多いと思うんですが、井路の改修、基盤整備等、かなり地域では残っております。

そういうようなことを考えたときに、やはり私は、この補助率が変動、市が出さなくなるというようなことを聞いたんですが、1点目は市の補助が全然なくなるのか。

それから2点目は、現在までにそういう関連する事業が、申請が、何件来ておるのかお尋ねをします。

私は、これはやはり行政改革、財政負担で、行政改革等言われておりますし、経費の節減等と言われております。しかしながら、これはもう農村にとって、一番大事な私は、問題であろうと思います。

そういう観点から、私個人としては、市は、補助金が、例えば5%であれば、この5%は堅持していただきたいと思ひますし、我々の地区も、何年続きか、そういう事業をしたいという希望もあります。

そういうようなことで、やっぱり生産意欲を喪失するといひますか、そういうようなことにつながっていくんじゃないかと思ひますので、その2点について、担当課長にお尋ねをいたします。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） 農政課長です。24番、山村議員の質問にお答えいたします。

一つは、補助率の件でございますが、市の財政も悪化をしておりますして、現在、行財政改革室、あるいは財政課ともに、協議をしてる最中でございます。

でありますんで、県の補助金あたりも少し変わりつつあるわけございまして、おおむね35%以内ということを表示しておるんですけども、あくまで以内でありますから、25になる場合もあるし、15になる場合もあるわけございまして、最大のものを求めて、改正をお願いしてるところでございます。

それから、今、どのくらいの要望地が上がってるかということですが、先般も議会で答弁したとおりございまして、水路に関しましては、挾間地域2、湯布院地域2、庄内地域5ということでございます。

道路に関しましては、結構要望地は出ておりますんですけども、道交付金という方向に、補助金制度が交付金制度に移行してきております。

でありますんで、そこらの状況を見ながら、次の段階を見ていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 山村博司君。

議員（24番 山村 博司君） ただいまの答弁でわかりましたが、私としては、やはり市の補助金については、できるだけ現在の18年度までのような補助率でいていただくように要望して質問を終わります。

議長（後藤 憲次君） ほかに。三重野精二君。

議員（22番 三重野精二君） 22番。三重野です。

関連をいたしますが、今、農家がどのような立場におかれておるかということ、農政課長、あなたが一番、私は知っておると思うんです。

私も、農業委員として、今、真剣になって集落営農、その他の農業の今後のあり方について、一生懸命、地域で皆さんを説得をしながら、何とか実現に向けてという努力をしておる一人であります。

そういう中で、今、そういう論議をやっておる年齢が、私の方の地区にしましても、もうほとんど70歳に近い人、むしろ超えた人が主体になって、集落営農の指導者となり、これまた中山間地の指導者となり、そのような状況で、私は、おまえたち、そんな年で、一生懸命、論議しようが、あとおまえたちは何年生きるんかちゅう、私は正直、言っておるんですよ。10年たったときには70が80なんですよ。

そういう方が、今、本当にこの厳しい農業を支えて、何とか、この農家の姿を、維持をしようとして一生懸命努力をしておる。

そういう中で一番大事なことは、この水路の問題だと思うんですよ。昔から、水を治むる者は、国を治むるとも言われております。

そういう、特に、よその方はどうか知りませんが、農業委員の数も、庄内は12名という、よそが9名という。なぜかといいますと、挾間、庄内、湯布院を合わせても、農家の面積、戸数、そのようなものは、圧倒的に庄内が、つまり農業の町だと私は思っております。

議長（後藤 憲次君） 簡潔にお願いします。

議員（22番 三重野精二君） そういう中で、やっぱりこの問題をそんなに軽く、財政が許さんからこうこうだと。それやなくても維持をできないような状況の中で、やはり私は安易に、提案を私はすべき問題かということ、もう少し、真剣になって考えてほしいと。

やはり、15%であるからできておるんであって、これを、最大のことはわかるんですけども、私、もう少し、今からの農業という立場に立ったときには、何が何でも今までの、私は形を維持することが、本当に農家の立場に立った考えだと思いますんで、ぜひとも再考を促したいというふうに思います。

議長（後藤 憲次君） できるだけ質疑ですから、質疑をしてください。ほかにありませんか。これで質疑を終わります。

日程第12・議案第127号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第12、議案第127号由布市湯平ふれあいホールの指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。

日程第13・議案第128号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第13、議案第128号由布市陣屋の村自然活用施設の指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順に発言を許可します。まず、21番、丹生文雄君。

議員（21番 丹生 文雄君） 21番、丹生です。担当課長に、2点についてお尋ねをいたします。

この陣屋の村の指定管理については、公募だったと思うんですが、応募社は何社くらい、何人くらいあったのかお尋ねをします。

2点目についてですが、指定管理者、有限会社南九州スピード、この会社は、過去に、陣屋の村等の類似施設、また旅館などの経営実績があったかどうか。この2点について担当課長にお尋ねをいたします。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） 21番、丹生議員にお答えいたします。

まず1点目の応募社は何社あったかということですが、6社でございます。（発言する者あり）現地説明会に参加したのが6社ということでございます。

それから、指定管理者である南九州スピードは、今までそういう類似施設の経営があったかということですが、旅館業等の経営をした実績はありません。

議長（後藤 憲次君） 丹生文雄君。

議員（21番 丹生 文雄君） 再度お尋ねをいたします。

6社の方が応募があったということですが、選定委員会にかけられた業者は、何社あったかお尋ねします。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） 公募期間中に、現地説明会の参加社が6社でありまして、指定申請書を提出したのは1社だけでございます。南九州スピード1社だけでございます。

議長（後藤 憲次君） いいですか。次に、7番、溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） 今の丹生議員と重なってるところは削除いたしまして、違う部分での質問をさせていただきます。

先ほど、南九州スピードという会社は、今までにこういった施設の経営経験がないということは、もう先だっていたいただきました申請書、指定申請書の中に書き込まれておりますが、その次に気になるのは、こういう経験がなくて、なおかつ指定を申請した理由の中に、健康増進を図るとか、需用がふえるから、あるいは団塊の世代がこれから使うんだとか、また介護予防に効果的だとかいうふうに、非常にそれなりの理由をこう述べているようには見えるんですけども、なぜ、この1社が、この説明会の6社の中から1社だけが出てきて、そして、はっきり申しますと、これならば陣屋の村をお任せしてもよろしいじゃないかというふうな内容を、この18年度の事業計画、自主事業計画書の中に感じとれないのが実感でございます。

事業名も「泊まりだよ、全員集合」、「顔なじみのディナーショー」「寒い晩はカラオケ大会」「じいちゃん、ばあちゃん、コイがおいしいおみやげもあるよ」、ちょっとこれじゃ「ママものんびり昼下がり」とか、これ一体何を考えて、この申請してるのかなちゅうような不安が生じてたまらないんですけども、その辺をどういうふうに審査の際に、考慮なさったのかを教えてください。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） 6月6日に、指定管理者の選定委員会が開催をされました。

その中で、一定の部分の意思表示がなされて、説明もなされておりましたんですけども、詳しくは、常任委員会の方に、関係社長以下、支配人予定者を含めて、常任委員会の中で、会議に呼んでおります。そこで、いろいろ聞きたいというふうに思っております。

でありますんで、あくまでこれは南九州スピードの考え方だけでありまして、中身について、私どもが熟知しているわけではございません。

議長（後藤 憲次君） 溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） 本当に、慎重に、そもそもの陣屋の村の設立趣旨というものを生かせる指定申請の旨を確認すべきだと思いますので、その点をぜひとも十分に考慮に入れてから、審査に当たるように委員会にもその旨をきちんとお伝え願いたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 以上で、通告による質疑は終わりますが、ほかにありませんか。吉村幸治君。

議員（１９番 吉村 幸治君） １９番です。さきの議会で、温泉ポンプが壊れておるから何とかようせないかんと。これようせんと、指定管理者も見つからないというふうな説明があったんですけども、本議会では、まだ時期が早いんじゃないかと、一応、凍結だというようなことで決めたと思うんです。

その後、課長から本会議以外でまた再度の説明を受けたんですけども、そのポンプがようになったのかということと、あと今度はまた、水中ポンプがこわれたとかいうんで、今度の予算に上がるとるようですが、その辺、言われっぱなしの修理をせないかんのじゃないかなと思うんですが、その辺はどうなんですか。

どの辺がまだ漏れとる、修理をせないけんとかいうんがあれば、小出しじゃなくて、一遍にやってもらいたいと思うんですが、その辺も含めて。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） １９番、吉村議員にお答えいたします。

今回の予算に上げてるポンプの修理だとかいうものは、本当に従来からお湯をくみ上げる量が減ってきておったということがございまして、８月に入りまして、それが極端に減ってきたということが一つあるわけでございます。

陣屋の村の施設に関しましては、本当にもう修理をするようなところばっかしというふうに感じております。

小出しをするんじゃなくして、本当にしなければならぬぎりぎりの線まで頑張っただけで今日まで来たということございまして、どうしても、雨漏り等は避けて通らないわけでございますんで、そういうぎりぎりしなければいけないものを、予算を計上さしていただいたということでございます。

議長（後藤 憲次君） 吉村幸治君。

議員（１９番 吉村 幸治君） この設立の趣旨ですか、やはり農村と都市との交流、そしてまた子供たちの課外授業とこういった分に非常に今まで貢献してきた施設なんです。

そうしたことに対しての若干の赤字は、当然やはり市がもってしかるべきだと思うんだけど、先ほど、議員からの質問もございましたけども、この会社が果たして、私たちの思いの、陣屋の村の思いを継承してくれるのかというのが、いま一つ、見えないし、この資料を見なさいという形でぼんと置かれただけでは、私たちも理解に苦しむ面があるので、もう少しやはり懇切丁寧な、いわゆる指定管理者に募集しておる方の説明をいま一つ、お願いしたいと思う。今、どういう会社なんですか。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） 先ほども言いましたように、１９日の常任委員会の午前中に、南九

州スピードの方が来て、常任委員会でしっかり聞いていただきたいと思いますし、詳しい会社の内容というのは、向こうから提示をされた部分でだけございまして、本当にどういう会社かということまで、うちの方はまだまだとらえてない部分もあります。

そういうことも含めまして、私どもも常任委員会も、向こうさんのお話を聞いて、そしてまだ計画書につきまして、しっかりディスカッションをやってみたいというふうに思っております。

(発言する者あり)

議長(後藤 憲次君) 吉村幸治君。

議員(19番 吉村 幸治君) 非常に危険性がありますね。

だからいかなのなら宿泊部門、いわゆる記念館部門は当分閉鎖しますよと、しかし農園のみで当分やりますよというぐらいな、やはり市の英断もほしかったと思うんです。

ただ、何か時期がもう間に合わんから、投げ売りのお任せするというふうな姿勢が見えるので、この問題はまた最終日、非常にもめるんじゃないかと思いますが、そのときまたお話ししましょう。

議長(後藤 憲次君) ほかに。1番、小林華弥子さん。

議員(1番 小林華弥子君) 現地説明会を行われたのが、何月何日なのか。そのときに、前回の議会では、修繕費について、一部凍結という議決をしたと思います。

その後、委員会の方で検討したということで、執行されたのかどうかははっきりしたとご知りませんが、それから今回また、水中ポンプが壊れているというようなことで、予算つけてますが、全部で1,300万円ぐらいの予算をかけて、修繕しようとしてるわけですけど、現地説明会で、企業にはどういうふうに言ったんですか。

これ市が全部修理しますからというようなことを言ったのか。まだそこまでどういうこの修繕については、業者に説明したのか教えてください。

議長(後藤 憲次君) 農政課長。

農政課長(平野 直人君) 現地説明会は、4月27日に行っております。

それから修理のことなんですが、一応、100万円以上のものについては、市が行うということは、明記しておるわけなんですけれども、(発言する者あり)財政が厳しいわけでありまして、可能な限り南九州スピードの自己責任の中で、やっていただくというお話はしております。

今回の予算に上げてる部分は、本当に、温泉のくみ上げるポンプと、雨漏りが生じております中門記念館の通路というですか、そこが、上の天井ちゅうのがそれがもうぽこっと落ちて、雨漏りが発生しております。

それから、ロビーに当たるところが、もう雨漏りがして、もう本当にバケツをそこにすえておかなければいけない状況が発生しておりますので、そういう基本的な部分だけは、市の方で修理

をするということで、予算を計上させていただいているわけでございます。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） これ、予算に関する質疑じゃないんですよ。私が聞きたいのは、業者に何て説明をしたか。現地説明会のときにです。何度も引き合いに出して申しわけないんですけど、過去、湯布院で国民宿舎を指定管理者に出すときには、現地を見せて、建物の老朽化を前提として応募を受け付けたわけです。

4月27日ということは、まだ議会にその修繕費が出されてなかった時期だと思います。その雨漏りをするところだとか、ボイラーが壊れているところだとか、水中ポンプが壊れているところを見せて、この修繕については、業者にどういうふうに説明をしたのか。それだけ教えてください。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） 4月27日の現地説明会のときには、まだ温泉のポンプだとか、雨漏りはまあ多少しておったんですけども、その時点では発生をしておりませんでした。

ありのままの姿を現地で見させていただいて、かなり壁あたりも、汚れているところも多いわけでございます。そういう部分については、軽微なものはうちの方ではできませんので、南九州の方で、皆さんの方でやってほしいという説明をいたしました。

それから、童里夢館だけでなくして、上の方にログハウス等があるわけなんですけども、そういうところも本当に外壁あたりがもうペンキを塗らなければいけない時期になっておりますけれども、そういうものもこのままで、現況のままでありますんで、自助努力ができる部分は、お宅でやってほしいというお願いを含めながら、説明をしてきたところでございます。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。 これで質疑を終わります。

日程第14・議案第129号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第14、議案第129号由布市非核・平和都市宣言についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。2番、高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） 2番、高橋です。よろしくお願いします。

それでは議案第129号由布市非核・平和都市宣言について、質疑をさせていただきたいと思っております。

まず、提案理由が非常に乏しいという観点から、宣言の理念が全く見えないということで、これはどのような理念で、まず宣言をされたのかということについて、お聞きしたいと思います。

それと、この宣言文の内容を見ますと、非常にちょっとおどろおどろしいような内容になって

るんですけども、この内容がどのようなプロセスで作成されたのかということについて、お聞きしたいと思います。

それに関連して、旧3町でも、各宣言をされていたのかどうか。その状況及び内容がこれに酷似したものであったのかどうかということについて、お伺いしたいと思います。

それと、現在、市民憲章であるとか、由布市の総合計画というのは、住民と一緒に話し合って決定をしてきているわけですけども、それとの関係です。あるべき姿を模索していくという上では、宣言するということですので、それとの関係、それとまた例えば戦後60周年を期してということで、昨年あたりならよくわかるんですが、なぜこの時期、このタイミングで出てきたのか。ちょっとその辺も教えてもらいたいと思います。

あと宣言文の内容の中なんですけども、その歴史的責務を負うですとか、反戦平和ですとか、あらゆる紛争ということがあるんですけど、この辺のちょっと内容の意味が私もよくわかりませんので、その辺がどういった内容、プロセスを経て、こういった文面ができてきたのかということについて、お伺いをしたいと思います。

よろしくお願いします。

議長（後藤 憲次君） 総務部長。

総務部長（二ノ宮健治君） 2番議員にお答えをいたします。

詳しくは、常任委員会の中で申し上げたいと思います。今、7つの具体的な質問がありました。まず、初めに、宣言の理念ということですが、これは、世界で唯一の被爆国として、核兵器の廃絶と恒久平和を願うというようなことでございます。特に、後であらゆる紛争とはということが出てくるんですが、紛争については、ほとんど宗教的な問題や、独立的な問題等で、心の問題だという具合に思ってます。

そういうことで、単なる反戦平和、反戦平和というんじゃなくて、市民の方に本当に平和とはどういうものか。どういう都市をつくらなければならないかというようなことを、明文化したものでございます。

それから、宣言文の内容、プロセスとそれから時期の問題ですが、一つ、今、市民憲章をつくっております。それと都市宣言、この何て言いますか、整合性等についての御質問だと思うんですけど、市民憲章については、市の総合計画等、どういう市をつくるかとか、そういういろんなことを勘案しながら、やはりやらなければならないと思いますが、この宣言と言いますか、平和都市宣言等につきましては、必要なときに、さらに言えばその社会状況を反映をしたものだという具合に私たちは思ってます。

そういうことで、あまり市民憲章や、総合計画と直接的な文言の整合性は考えておりません。

それと、時期なんですけど、挾間町では昭和62年3月、庄内町では昭和61年12月、湯布院

町では1990年です。平成何年かな、6月に制定をいたしております。残念ながらその内容については、そういうものが残っておりません。

これは、各町ごとに宣言町という何て言いますか、パネルをつくって、市民にそういう呼びかけをしてるということが、今まで継続をしておりました。

それからこの時期なんですが、3町ともありましたので、早い時期にということが一つございます。

それともう一つは、このあらかしの森通信の8月号、もうお読みになったと思うんですけども、この中に、6月23日の日に庄内中学校3年生の生徒代表が、市長へピースメッセージということであります。

この中にありますように、今、庄内中学校3年生がプロジェクトP、平和についてのプロジェクトをつくってます。その内容について、市長に手紙を持ってきました。そこをちょっと読むんですけど、（発言する者あり）いいですか。

特に私たちが感じたのは、自分がどれだけ平和で裕福な暮らしをしているか実感できた。その言葉に特に共感してます。

日本人は平和ぼけをしてるんじゃないかというような言われ方をしてます。そのときに市長が、早急にというような言葉の中で、今回、提案をさせていただきました。

あと文面の中身ですが、歴史的責任を負うというのは、やはり「百聞は一見にしかず」じゃないんですけど、被爆の悲惨さを体験してるやはり日本人として、さらにそういうものを、私たちが聞き及んでいる中で、由布市民として、世界に発信をしなければならない。

そのために、由布市の市民の心をこういうものを、やはりこういうものに置いていただきたいというようなことです。

それから反戦平和については、先ほど言いましたように、本当に平和というのは、どういうものかというものを自覚をして、戦争のない社会をつくろうというようなことでございます。

あらゆる紛争につきましては、昨日、世界の紛争ということで、パソコンをたたきましたら、今、10ぐらいの紛争があってるそうです。コソボ紛争とか、カシミール紛争とかいろいろあるんですけど、そういうものを先ほど言いましたように、ほとんど心の問題、民族、宗教、そういうものから起こってるという具合に言われてます。

そういうことで、心を変えるといいですか、非核、核を持たない、そして平和な都市をつくるという心構えをうたいました。

内容につきましては、それぞれ議論があると思いますが、いろいろなところから引っ張ってきたりとか、それから由布市にふさわしいというものをつくりましたが、この内容につきましては、ぜひ後で御議論いただきたいと思っております。

議長（後藤 憲次君） 高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） 非常にちょっと以前も、はっきりしなかったわけですけども、ちょっと由布市民から云々きて、目指していきますということをやっているわけなんですけども、その中で、なぜ憲章ですとか、基本計画、で今、住民自治基本条例も制定しようという中で、その整合性がやはりないと全く意味がない。ただ、宣言だけ掲げればいいんだというふうな、今までの考え方では、私はいけないというふうに思います。その辺は、多分常任委員会の中で、慎重審議をされるものであろうと思います。

私も今、プロジェクトPの方、見てますけども、この内容とは全くかけ離れて素晴らしいことを子供たちは言ってるんですけども、子供たちのためにも、先ほど総務部長が、反戦平和、反戦平和って言うだけではない、平和とは何かってということを市長さんにも話してくださいということも言ってるんですね。

だから本当の意味の平和とは何かってということを、教えるためにも、性急にこういうことを宣言するっていうのはいささかちょっと早過ぎたなというふうな感じが、私はしますけど、この中を見ますと、私たちの今の生活に感謝して頑張らなければいけないですとか、そういったことを言ってるわけなんですけど、その点に関して、またちょっとお聞きしたいのと、このじゃ内容については総務部長がつくられたということなのかということをお聞きしたいというふうに思います。

議長（後藤 憲次君） 総務部長。

総務部長（二ノ宮健治君） 総務部長です。2番議員にお答えします。

総務課の中でつくりました。

議長（後藤 憲次君） 高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） わかりました。じゃ後はもう委員会の方にお任せするとしても、先ほどの紛争というのを、総務部長がインターネットで引かれたと。地球上ということは、由布市も地球上なんですけども、由布市の中で紛争と、例えば裁判ですとか、言い争うことはすべて紛争なんです。

そういった意味から含めても、非常に抽象的な文章であるなというのが、まざまざとここにもあらわれていますので、もっとやっぱり地域に、足元やっぱり見つめること、子供たちもさっき言ってましたけど、そういった宣言。

昨日ちょっと、由布市の総合計画の基本構想の中に、「地域の自治を大切にしたい住みよさ日本一のまち由布市」と、こういうことを第一に、私はもし始めるなら、宣言するべきでないのかなということ、ちょっと私の意見述べさせていただいて大変済みませんけども、後は委員会の方に審議をお任せしたいと思います。

質疑は終わります。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。 これで質疑を終わります。

ここで休憩します。午後は1時から再開します。

午前11時53分休憩

午後1時00分再開

議長（後藤 憲次君） 再開いたします。20番、工藤安雄君より病院行きのために欠席届が出ましたので、許可しております。

日程第15．議案第130号

日程第16．議案第131号

日程第17．議案第132号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第15、議案第130号市道路線の認定について（中ノ尾線）、日程第16、議案第131号市道路線の認定について（宮園花園線）、日程第17、議案第132号市道路線の認定について（庄内直入線）の以上3件については、同一趣旨の案件につき、一括議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

日程第18．議案第133号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第18、議案第133号大分県消防補償等組合規約の一部変更についてを議題として、質疑を行います。質疑ありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 消防長にお尋ねいたします。

消防組織法の改正で、昭和39年法律第17号というのは、一体どういうものだったのか。別に調べてないですね。

議長（後藤 憲次君） 消防長。

消防長（二宮 幸人君） 消防長、二宮です。

通告がございませんので、そこまで調べておりませんが、必要であれば後ほど調べてお知らせいたします。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。 質疑を終わります。

日程第19．議案第134号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第19、議案第134号平成18年度由布市一般会計補正予

算（第4号）についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順に発言を許します。まず、18番、小野二三人君。
議員（18番 小野二三人君） 18番、小野二三人でございます。

私は質問をさせていただきたいのは、3点、通告をさせていただいておりますけども、まず1点目の、ページからいきますと、46ページでございますけども、8款2項の道路橋梁費の関係と、それから前後して申しわけないんですが、6款1項の、これは43ページでございますけども、この6款1項の農業費。これにつきましては、先般、同僚議員の方から、一般質問で、取り上げられた問題でございまして、19節の負補交の関係でございます。（発言する者あり）目は3目でございます。

19の負補交の関係で、中山間地域等の直接支払い制度の交付金の問題でございます。

今、申し上げましたように、先般の同僚議員の一般質問で、これはもう重なりましたんで取り下げたいと思います。

で、先ほど申し上げましたように、46ページ、それから47ページにかけての8款2項1目の道路橋梁費のことで、1点、お聞きをいたしたいと思います。

この中で、11節の需用費、修繕費でございますけども、今回、370万円が増額をされて、あわせて570万円のトータルになっておるわけでございます。

由布市全体の市道の件数が、先般、助役さんの方から690件ばかり、市道件数があると言われておりましたけども、この中で相当維持修繕するところがあるかと思えます。

この内容で、要望に対する件数が相当あると思うんですけども、今回、上げております、計上されておりますこの370万円が、現年度分に、いわゆる来年の3月いっぱいまで見越しての370万円かどうか。そこら辺をお聞きをしたいと思えます。

47ページの15節の工事請負費につきましても、同趣旨の質問でございますので、あわせて御回答をいただければとそういうふうに思っております。

議長（後藤 憲次君） 建設課長。

建設課長（荻 孝良君） 建設課長の荻でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、46ページの需用費の修繕費について、御説明申し上げます。

今、私どもの方では、修繕、維持費の中で修繕等工事請負費の色分けを、おおむね20万円以下の簡易な修繕、道路補修等を修繕費という形で取り扱いをしております。

それ以上、入札に付すものについて、工事請負費という取り扱いの色分けをして行っております。

今回の修繕費の370万円につきましては、さきの当初予算で、200万円の修繕をいただいております。その中で、8月までの修繕を行ったものが18件ございます。金額的には約

183万円という支出項目を見てございます。

そうということから一応、上半期が200万円のうちの183万円を、既に支出してるということから、370万円の下半期の費用ということでお願いをしてございます。

これについては、特にどこを行うということではなく、上半期の実績を見て、大体、この程度あれば、本年度は何とか賄えるのではなかろうかという金額をお願いしてございます。

続きまして、47ページの工事請負費の3,550万円でございますが、これも同じような考え方で、下半期の分といたしまして、各町1,000万円ずつの3,000万円、それから550万円については、別といたしますか、現在市道向原別府線の用地交渉を行ってございます。

それに付随する工事として、挟間地域の分につきまして、別枠として550万円の1,550万円ということで、トータル3,550万円の予算計上をお願いしてございます。

以上です。

議員(18番 小野二三人君) 了解です。

議長(後藤 憲次君) 次に、17番、利光直人君の質問を許します。

議員(17番 利光 直人君) 43ページの、米野課長から説明があったとき、よう聞いときゃよかったんですが、ちょっと早かったんで、メモができんやったもんで、説明があったかどうかわかりませんが、6款1項6目13節、これの531万3,000円のこの測量設計、どこを言われたんかちょっと教えていただきたいんですが。

議長(後藤 憲次君) 農政課長。

農政課長(平野 直人君) これは湯布院地域塚原の無田4号線という農道がございまして。その測量設計でございます。

議員(17番 利光 直人君) ありがとうございます。

もう1点、52ページの教育費の1項の教育総務費ですが、これの28節ですか。これ1,000万円の教育奨学資金の貸付基金がここに1,000万円あるんですが、これじゃなかった、ごめんなさい。この上の24節の投資及び出資金の中で、今まで1,000万円見た出資金が、今度は計で減額で0になっちゃう。これは何に対する出資金だったんですか、今までが。

議長(後藤 憲次君) 学校教育課長。

学校教育課長(太田 光一君) 学校教育課の太田です。

24節の出資金の減額でございますが、これは28節の繰り出し金に繰りかえをしたものでございます。

議員(17番 利光 直人君) ありがとうございます。

議長(後藤 憲次君) 利光議員、もういいですか。

議員(17番 利光 直人君) はい。

議長（後藤 憲次君） 次に、24番、山村博司君。

議員（24番 山村 博司君） 24番、山村です。3点ありましたが、1点は、所属委員会です。ありますので、取り下げたいと思います。

まず1点目は、歳出の23ページの中の1の報酬の自治委員の報酬です。自治委員の報酬の755万8,000円減額とあります。

自治委員というのは、ここに総計が出ておりますけど、2,500万円ということですが、755万8,000円と、金額がかなり大きいわけで、自治委員というのは、非常に行政の中にとっても、大事な役割を果たす委員さんであります。この減額の理由です。これを1点、お尋ねします。

それから2点目は、44ページの3目の林道事業費、15節の工事請負費、その中で、この前の説明では、工事請負費の720万円増額とありますが、これは中部林道と、それから内山線の事業費ということで説明を聞いたんですが、この中で、中部林道の工事請負費が幾らなのか、内山線が幾らなのか、1点と、それから2点目は、庄内地域において、中部林道が工事が行われております。

同僚議員の中に、草刈り等の一般質問もありましたが、中部林道というのは、かなり年数が、工事年数がかかっておりますし、距離もかなりあるわけですが、その中部林道は、工事がいつ終わるのか。総延長はどれくらいあるのか。その点についてお尋ねをいたします。

それから3点目は、先ほど申し上げましたように、教育費の中の1目の学校給食費の中の19節の負担金補助及び交付金64万2,000円、米飯給食推進補助金とありますが、これは私の所属委員会です。委員会にてお尋ねをいたしたいと思います。

以上、2点についてお尋ねをいたします。

議長（後藤 憲次君） 総務課長。

総務課長（秋吉 洋一君） 総務課長の秋吉でございます。24番、山村議員さんの御質問に対して御回答申し上げます。

私の方からは、御質問の自治委員の報酬、755万8,000円の減額について、御説明申し上げます。

主な要因といたしまして、自治区で、湯布院では班長さんっていうふうに言ってましたが、よその地区では連絡委員さんと言っていたところもあるようでございます。

この連絡委員さん等々の手当を、旧挾間町だけが、連絡委員さんの手当として、1戸あたり440円支給いたしておりました。総額にいたしまして、約274万円ぐらいでございますけども、庄内と湯布院につきましてはそういう連絡委員さんに対する手当を支給してございませんでした。

そういう中で、当初予算の編成の中で、挾間町がそういうことで支給すると。湯布院、庄内については支給していないという経緯の中から、当初予算では、とりあえず自治委員会との協議が整っておりませんでしたので、湯布院も庄内もすべて班長さん、連絡委員さんの手当を支給するという仮定を想定して、予算要求をしていた経緯がございます。

その後、自治委員会議等々で、いろいろと協議する中で、もうこれについては、いいだろうと、支給しなくてもいいだろうという自治委員さんの御理解をいただいたんで、それを減額させていただきました。その額が約580万5,000円でございます。

その残りの差額分につきましては、当初、私どもで見積もっておりました世帯数等々が、実際はふたを開けてみますと、若干減ってきたという経緯がございますして、その減額分を含めまして、トータルで755万8,000円の減額をお願いしてるところでございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） 24番、山村議員さんの質問にお答えをいたします。

御指摘の44ページの工事請負費でございますが、中部林道の舗装に600万円でございます。それから内山線の路肩が壊れてる部分に120万円ということでございまして、約2分の1の県費の補助がございます。ページで言えば14ページにそれを記載しておりますんでござらんいただきたいと思えます。

以上です。それから、総延長につきましては、かなり計画変更もっております。

手元に資料がございませんので、後ほど提出したいと思えます。

議員（24番 山村 博司君） わかりました。

議長（後藤 憲次君） いいですか。次に、12番、藤柴厚才君。

議員（12番 藤柴 厚才君） 12番、藤柴でございます。

ページ、歳出の43ページ、6款の農林水産費の1項の農業費、目の農業振興費の23節の償還金及び利子及び割引料834万6,000円の還付の件でございますが、この件につきましては、昨日、同僚議員の佐藤友信議員が、一般質問である程度の回答をいただいておりますが、私は、再確認と今まで私に寄せられた市民の声ということで、再度しつこいようでございますけれども、質問をいたしたいと思えます。質問ちょうが質問いたします。

昨日、さっき言ったように、同僚議員の一般質問の中で言われましたけども、中山間地域直接支払い交付金の過払いの説明を受けたところでありましたが、市長は、農家に、全額返還していただくことを考えているという答弁がありました。その中で、当時の担当職員のチェックミスがあったことは、明確に昨日なったわけでありまして。

私は、農家に返還を求めるべきではないと、このように思っております。私もこれまでに、た

くさんの市民の皆さんから、議会でこのことについて、十分に論議をしてほしい、我々はこういう気持ちだということを伺っております。

農地、振興地域になっていなかったものの、他の農地と同じように中山間地域直接支払い制度の基準に沿って、管理作業もしてきたのに、返還せよということは納得がいかないと、また、これまで水田転作においても、地域で積極的に協力してきたとの声が多く出されております。

農家との信頼関係は、このような状況で、全額返還を求めていくなれば、信頼関係が非常に壊れてしまい、危惧されるところであります。

議長（後藤 憲次君） 藤柴議員、質問でしょうか。質問に入ってください。

議員（12番 藤柴 厚才君） わかりました。じゃ、昨日の答弁の中で、そういうことがありましたけども、再度、市長にそういう全額返納を求めるのか。再度しつこいようですが、お聞きをいたしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 昨日申し上げたとおりであります。

そういうことで、農家の皆さんと、必要なら今後、話をしていきたいというふうに。

議長（後藤 憲次君） 藤柴厚才君。

議員（12番 藤柴 厚才君） 確かに、今までも論議を課の方でしてきたと思います。しかしながら、昨日そういう形で、市のミスを認めたということでありますから、仮に市長が出向いて、また担当課が出向いて交渉やっても、なかなかこれは暗礁に乗り上げて、うまくいかないのではなからうかとこのように、私は思っております。

そういったことで、ぜひ全額返還を求めるのは、ちょっと農家に求めるのは、酷であると思いますので、強い要望をしておきたいと思います。

これで終わります。

議長（後藤 憲次君） いいですか。次に、5番、佐藤郁夫君。

議員（5番 佐藤 郁夫君） 5番、佐藤郁夫です。よろしくお願いいたします。

通告しておりますから、1点だけ、お尋ねをいたします。

歳出の28ページでございます。民生費、高齢者福祉費の報償費の記念品でございますが、この制度、非常に私はいいと思っておりますから、ちょっとお尋ねをします。

記念品の対象者の内訳と、支給方法はどうなっているかお伺いします。よろしくお願いいたします。

議長（後藤 憲次君） 健康福祉事務所長。

健康福祉事務所長（今井 干城君） 5番、佐藤議員さんにお答えしたいと思います。

お尋ねの長寿敬老祝金でございますけれども、基本的には、郵送でお配りをしております。

内訳を申し上げますと、喜寿の方、これ512名おられますけれども、7,000円の商品券、

それから米寿の方146名おられます。2万円の商品券を郵送にてお送りしております。

また100歳の方が市内に10名おられます。この方々につきましては、2万円の商品券を、市長がじきじきにお手元にお持ちする予定にしております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 佐藤郁夫君。

議員（5番 佐藤 郁夫君） ありがとうございます。

私、その100歳の方から、実は相談を受けまして、3町合併して、それまでいろいろ規定を私も見させていただきました。

暫定規定でございます。3月で一応、廃止をしておりますから、どうなってるんかと。確かに高齢の方が、その誕生日か、その次ぐらいじゃないとなかなかそういっちゃなんですが、非常に家族の方もやっぱり心配してる。病気等があったら困る。そういうことで内規等は、新市になってどういう形ですんだという内規等はつくられているのかちょっとお尋ねします。

議長（後藤 憲次君） 健康福祉事務所長。

健康福祉事務所長（今井 干城君） その配ることについての内規はつくっております。

議長（後藤 憲次君） 佐藤郁夫君。

議員（5番 佐藤 郁夫君） ありがとうございます。

そうでしたら、ぜひとも市報等で、PRをしていただきたいと。周知を、なかなかそれぞれ皆さん、わからんもんですから。できれば、そういう形で、周知をお願いしたいと、そういうことで質問を終わります。ありがとうございました。

議長（後藤 憲次君） 次に、2番、高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） それでは1点だけ、質疑をさせていただきたいと思います。

22ページです。2款総務費1項総務管理費6目企画費の13節委託料の小野屋駅周辺トイレ設置事業についてです。

定例会のあいさつで、市長、報告でも触れられておりましたけども、小野屋駅の改修がどのようなものであるのか、また、これに伴っての事業計画であろうと思いますので、その辺をちょっと経緯だけ教えていただければというふうに思います。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 総合政策課長。

総合政策課長（野上 安一君） 総合政策課長です。2番、高橋議員の御質問にお答えします。

小野屋駅の件につきましては、JRの方に再三、交渉をしてきた経緯がございます。

小野屋駅につきましては、昭和7年につくりまして、70年の経過がたっているというふうなことを聞いております。

この駅につきましては、由布高校生が、非常に多く利用しておりまして、1日700人ぐらいと。由布市内では、3番目の乗降客の多い駅というふうに承っております。

当時、庄内町の16年の12月議会におきまして、地元の方から、請願がございまして、碩南高校も含めて、請願ございまして、採択してるという経過がございました。

今回、JRの方と伺ってるところによりますと、現在の駅舎を約45平米程度、若干小さくなりますけど、現在より若干小さい駅舎を建設をしたいというふうに聞いております。

もちろん、ちょっと小野屋駅が高うございますので、車いすでの利用もできるようにという市の要望もしてる経過もございます。

そういうことで、JRの方が、今年の12月完了を目指して、9月末、もしくは10月ぐらいから工事の着工をしたいというふうなことを聞いておりまして、JR側の意向としまして、私どもも再三、併設してのトイレの建設を要望してきたところでございますけど、JRの考えとして、駅舎にはトイレをつくらないという考えがございましたので、今回、市費で、小野屋駅周辺の整備ということで、公衆トイレをつくっていききたいということで、いずれも12月、今年の12月完了を目指して、JRの方に、公衆トイレの方は委託をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） いいですか。次に、9番、淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） 9番です。私、4点、通告しておりましたが、2款1項6目の12節は、所属委員でありますので、そのときにお聞きしたいと思います。1つは取り下げます。

29ページの3款1項13節の委託料です。地域活動支援センター事業、新規の分が上がってるんですが、日中一時事業、それから移動支援事業、それぞれ新規の分が上がっております。

これは、どこにどのように委託されているのか。それからまた陣容は足りているのか。その辺のところをお聞きしたいと思います。

2点目は、やっぱり同じ29ページの3款1項の19節の負補交の分ですが、小規模通所支援事業費補助金165万円が新規で上がっております。この内容を教えていただきたいと思っております。

それからあと、52ページ、52ページの2目13節の委託料で66万1,000円上がっております。説明のときには、これは12校分の耐震診断するのに、また調査をされるということをお聞きしたんですが、その12校とはどこを指しているのでしょうか。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 福祉対策課長。

福祉対策課長（立川 照夫君） お答えをいたします。

今回の委託料の増減につきましては、支援費が、自立支援法に変わったということ、制度改正によるものが主なものでございます。

まずプラスの部分だけ申し上げます。日中一時支援事業という60万円お願いしておりますが、これは日帰りショート、ショートステイということでございます。

施設につきましては、たくさんの施設がございますので、省略させていただきます。

地域活動支援センター事業、これはデイサービス事業でございます。現在、大分市の方にデイサービスで行ってございます。5名分ということでございます。

コミュニケーション支援事業、これにつきましては、手話、要約筆記の部分でございます。

次が移動支援事業、これにつきましては、ヘルパーなどの外出支援が主なものでございます。

次の自立支援事務システム保守ということで、47万3,000円上がってございますが、この分は、次の18節の備品購入の分、機械器具です。これと一緒にございまして、今までは、委託料といいますか、毎年委託でやっていたんですが、今回、買い取りにした方が、補助対象になるからということで、この委託料の上から2番目です。減額の56万8,000円、これを減額をいたしまして、買い取りにいたしました。

次に、相談支援事業250万円、これにつきましては、障害者でいうところの包括支援センター的なもの、介護保険のです。すべてのことをここで相談をしますよということで、一応、250万円をお願いをしております。

次に、19節の小規模通所支援事業補助、この165万円でございます。この補助金につきましては、湯布院の地区にあります。ばらの会シャロームという作業所でございます。それにつきましては、今回、県の補助対象となりまして、年間の補助対象額が330万円、その半年分ということで165万円のお願いでございます。

次に、もう一つ、あるんですが、もう一つは、39ページをお願いいたします。

39ページの上から19節のところです。さくら会の共同作業所の補助金ということで、今回80万円、予算計上してあります。これは、総額で500万円の補助ということでございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 学校教育課長。

学校教育課長（太田 光一君） 学校教育課の太田です。

52ページの13節委託料でございますが、耐震診断優先度調査につきましては、どの学校施設から、耐震診断を実施すべきか、耐震診断優先度調査を行いまして、今年中、12月までに県の学校教育課に報告をするものでございます。

学校名としまして、挾間小学校、谷小学校、阿南小学校、大津留小学校、星南小学校、南庄内小学校、西庄内小学校、湯平小学校、川西小学校、湯布院小学校、塚原小学校、挾間中学校の12校でございます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 瀧野けさ子さん。

議員（9番 瀧野けさ子君） 対策課長にお尋ねします。

先ほどのシャロームの165万円新規なんですけど、大変ここは、自力で何年もかかって、頑張っているところでございます。

それから小規模作業所などは、この議会が終わりましたら、なるべく早目に予算執行決まりましたら、してあげてほしいなというふうに思っておりますので、どうかよろしくをお願いします。

議長（後藤 憲次君） いいですか。以上ですか。次に、7番、溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） 溝口です。全部で、6点について通告しておりますので、質疑させていただきます。まず、若い順番に行きます。

23ページの2款1項7目19節ブロードバンド普及支援事業費の補助金ですが、その事業内容について、詳細を教えてください。

次が、同じく23ページの15節、1項9目15節の工事請負費の説明で、項のごみステーションのことだということでしたが、その490万円でごみステーションをとということの内容がちょっとイメージできませんので教えてください。

続きまして、42ページ6款1項3目11節で、陣屋の村のポンプ・雨漏りですが、これは先ほどの説明で詳細はわかりましたけれども、ボイラーの修理が6月議会に出ておりましたけど、それとの関連で、ここではそのボイラーの修理も済んで、この雨漏りも済んでということで、指定管理が実現するのかというふうに、向こうさんからそういう要求が出ているのかどうか。でないと受けないよというふうなことなのかをちょっと教えてください。

次のページ、43ページ、6款1項3目15節の工事請負費の対象を教えてください。286万7,000円ですか。

同じく43ページの1,500万円の工事請負費、15節の1,500万円という工事請負費の対象も教えてください。

最後に46ページ、8款1項1目13節委託料、詳細説明のときに所有権の移転の登記事務というふうにおっしゃいましたけど、これも具体的な内容が見えませんが教えてください。

以上、お願いいたします。

議長（後藤 憲次君） 総合政策課長。

総合政策課長（野上 安一君） 総合政策課です。7番議員の溝口泰章議員の御質問にお答えします。

ブロードバンドの普及支援事業につきましてでございますが、由布市は現在、情報化の推進に力を入れているところでございますが、この光ファイバーによる情報化がまだ湯布院地域の周辺部、庄内地域の周辺部にできておりません。

ちなみに挾間地域は、全地域網羅しているところですが、この湯布院地域の塚原地域から強い要望が出ておりまして、大分県で現在、このブロードバンドによるサービスが提供されていない地域についての情報化推進補助事業というのができております。

この事業にのっとりまして、大分県の2分の1の補助をいただきまして、市の2分の1を負担しまして、無線によるブロードバンドの普及を図っていききたいと。無線化によって普及を図っていききたいということで、現在、塚原地区に予定してありますが、2基程度、無線化によって、塚原地区の全地区を網羅するような形で、事業の検討を今、進めているところです。その事業費の県費の受け入れ分と市費の充当分の予算でございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 湯布院振興局長。

湯布院振興局長（佐藤 純一君） 湯布院振興局長です。

この事業につきましては、電源立地交付金の事業で、今年度はこの地区で実施するものであります。

ごみステーション4カ所、それから、消火栓ボックス10カ所、なお分類収集の分類は、4月から変更になることに伴いまして、その地区で整備したいということでございます。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） 農政課長です。

ボイラーの取りかえ工事と、今回の補正は関係があるのかということでございますが、これは関係がございません。

陣屋の村の本館の雨漏りについては、5年前から激しくなり、最近特に中門記念館の玄関の天井が、8月の大雨により、雨漏りのためすべり落ちました。

本館のフロント付近も、雨漏りがひどい状況になったために行ったものでございます。でありまして、次に、43ページの工事請負費ですが、これは、川西交流センターの改修ですか、前回、調査をして行いました川西の温泉館の改修でございます。

次に、農地費の15の工事請負費でございます。これは、農道無田4号線の改良費でございます。

議長（後藤 憲次君） 建設課長。

建設課長（荻 孝良君） 建設課長でございます。

46ページをお願いいたします。

13節委託料の登記事務140万円については、JRの鉄橋、大分川改修にかかりますJR鉄橋がございまして、そのそばに鮎川地区の共有地、49名持ちの共有地がございまして、

その中で、約20名の方の承諾といいますが、協議が整いましたので、その分についての所有

権移転の登記費用でございます。

議長（後藤 憲次君） 溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） それでは最初のブロードバンドの普及支援についてですけれども、実際に塚原地区で、このブロードバンド普及の受益者の数が把握できているのか。できていればお教え願いたいと思います。

そしてこの支援事業は、県と市が折半で支援するということですが、市や県が、ブロードバンドの普及がまだ進んでいない地区を探しているのか。それとも先ほど伺ったような申し込みがあれば考えるということなののでしょうか。住民からの声があれば、この普及事業の対象にならないのか。それとも市は、率先してそういう地域を探すのかという点をお聞きしたいと思います。

また先ほどの陣屋の村の雨漏りですが、説明のことは先ほど伺いました。

ただ、今、申しましたように、この修理が終わらない限り、スピードという会社は、別府の会社は受けないと言ってるのかどうか。その辺をお聞きしたいと思います。

この2点、重ねてお伺いいたします。

議長（後藤 憲次君） 総合政策課長。

総合政策課長（野上 安一君） 7番議員の御質問にお答えします。

この件につきましては、やっぱり隣接地に、光ファイバーが通っていることが原則になるかと思えます。

と申しますのは、塚原地区には、たまたま道路沿線に、光ファイバーが通った関係で、それからの基地をつくりまして、アンテナによって、隣接するということふうな好条件が整った関係で、この補助事業にのるというふうな関係が1点ございます。

ちなみに塚原地区の2基予定しておりますアンテナ施設整備につきましては、1基当たり大体20戸程度、ですから40戸程度の加入が必要ではなからうかということで、今、それに向けてかなり進んでいるというふうなことで、今回、要求をしているところでございます。

今後の考え方、由布市全体の考え方につきましては、挟間地域については、全町的に網羅しております関係がございしますが、庄内地域、湯布院地域の周辺部に関しましては、原則、光ファイバーが通っている地域に隣接した地域という形になるのが原則だと思っております。

それ以外の地域につきましては、かなりの事業費がかかりますので、この事業では、なじみにくいのではないかとこのように、私どもは理解をしております。

ただ、今後につきましては、できるだけ均一に、この情報化が得られるようなことについて、市としても積極的に調査、研究、あるいは事業についての把握に努力をしていきたいと考えております。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） この工事をしようがしまいが、南九州スピード、受ける、受けないの話はございませんでした。

本当に、今回の大雨で、天井がすべり落ちたり、雨漏りが本当にひどかったものですから、これはもう修理をしなければどうにもならないと、位置づけの中から予算計上させていただきました。

議長（後藤 憲次君） 溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） ブロードバンドでちょっとわからないのは、市は今から積極的に普及を目指していくということで、住民の側よりも、市の方がピックアップして回るのかというその返事がなかったように思いますんで。

それと陣屋の村ですけども、そういう話がなかったにしても、雨漏りがあるんでやるだけだということですけども、十分に慎重な対応の仕方をしないと、何か、先ほども申し上げましたけれども、心配になる面がありますので、そのところは十分によろしく願いたいと思います。

済みません、1点だけ。

議長（後藤 憲次君） 総合政策課長。

総合政策課長（野上 安一君） その仕組みについて、これから市民の方に広報、PR活動を行っていききたいと。こういう事業がありますということです。

積極的にこの事業つけて、こういう恩恵を受けてない地域に行くということは、慎重を期したいと。全市的にこういう制度がありますというPRはしていきたいというふうに考えております。

議員（7番 溝口 泰章君） はい、わかりました。

議長（後藤 憲次君） いいですか。

以上で、通告による質疑は終わります。ほかにありませんか。1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 3点ほどお伺いします。

42ページの3目農業振興費の13節委託料の中のふれあい農園管理業務委託料130万円減額していますが、減額理由を教えてください。

2点目、56ページ、教育費社会教育費の中の11節需用費の中の印刷製本費278万9,000円、ちょっと聞き漏らしたかもしれないんですが、詳細説明のときには、何か顕彰本と郷土の偉人伝を500冊ずつ発行するというようなことを、ちらっと言われましたけど、詳しい内容、なぜ由布市がそういうもの発行するのか教えてください。

3点目ですが、これは幾つかにまたがる共通の質問なんですけれども、まず43ページの農地費の農業費の中の5目農地費で、13節で委託料、塚原農道無田4号線の測量設計531万

3,000円が上がっています。その下に、工事請負費が1,500万円上がっています。

同じく、次の44ページの林道事業費も同じで、中部林道と県道内山線の測量設計350万円上げて、その下に工事費が720万円上がっています。

全く同じように、ちょっと飛びますけど、48ページ、河川費で、河川総務費の13節委託料、これ岳本水路の改修工事だということですが、測量設計費300万円と工事請負費4,250万円が上がっています。

測量設計費とその実際の工事請負費を同時に議案で、同時に上げるというのは、これはちょっとおかしいんじゃないでしょうか。

前にも以前、指摘したことがありますし、湯布院の議会ではそういうことなるべくするなど。先に測量設計をして、その後、工事請負費はその後の段階で出すべきではないかというふうな指摘があったんですが、今回、こうやって両方上げている理由を教えてください。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 建設課長。

建設課長（荻 孝良君） 建設課長でございます。

48ページの工事請負費と、測量設計費が同時に上がってるがということでございますが、この工事請負費については、岳本水路の上流側、横断道路から佐藤製材の裏まで、本年の8月にもかなりの水が出た箇所でございます。この箇所の工事でございます。

測量設計費の300万円については、その流末を直接、大分川に放流するということから、大分川の原因者負担といたしまして、つなぎ込む市側が、改修等を行わなければなりません。

それについての調査、測量ということで、関連はするんですが、直接の工事位置とは離れておるということを、御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） ふれあい農園の130万円の減額でございますが、これは、ふれあい農園に管理人を1人雇っておりました。半年分の減額でございます。

それから、測量設計と工事が同じ時期にということでございますが、本来、それぞれの事業をお願いしてきたわけなんですけれども、確定がされておられませんものですから、測量設計費だけ先に上げるゆうことは、なかなかできなかったわけでございます。

これ、全部、林道につきましては、県の補助金がありますものですから、つかなければ事業はできないわけございまして、事業が認可された段階で、予算をお願いしたということになります。

それから、無田4号線につきましても、いろんな角度で、工事をどうしたらできるかというこ

とで、検討しておったんですけども、辺地債の起債が効くようになりましたものですから、本当に路面が傷んでる道路でございまして、これも、急やむなく設計と工事費を予算のお願いをしたところでございます。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。（発言する者あり）生涯学習課長。

生涯学習課長（甲斐 裕一君） 生涯学習課長でございます。小林議員にお答えいたします。

先ほど言われました顕彰本のことでございますが、これは、後藤櫓根といって、下市出身、旧挾間町の下市出身の偉人童話作家でございます。

これは昨年、挾間町で、顕彰委員会をつくりまして、170万円の事業を起こしたところでございますが、まだ今、170万円の事業にいたしましては、子供たち向けの本を、各学校に20冊ばかり配りまして、今、子供たちに読んでいただいているところでございます。

今回、大分県地域活動支援事業という事業がございまして、挾間の振興局の方から、中部振興局よりの補助を受けまして、今回、この事業を行います。後藤櫓根の顕彰本、これは200冊発刊いたしまして、来年の3月、これの顕彰の何ちゅうか、記念式典をやるわけでございますが、そのときに、皆さんに無料配布や、後は、残りのものにつきましては売るということでございます。

これについては、幾らで売るかとか、そういうのは今、顕彰委員会で練っているところでございますが、これと同様に、郷土の偉人伝、こういうのはどういうものかと言いますと、後藤櫓根の少年物語、それから工藤三助と、挾間鎮秀といった郷土の偉人がございます。その人たちの物語を、中学生、高校生向けに発刊したいということでございます。

それで、350万円の事業でございますが、300万円の、県の中部の振興局には300万円の事業ということで、150万円の2分の1の補助がございまして、50万円と言いますのは、記念式典の方でやっていきたいということでございますので、その点、350万円になっております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） わかりました。

測量設計と工事請負費を同時に上げていることの答えにちょっとなっていない。どうやって工事費を積算したのかというふうに思います。

ここで、くどくど水かけ論したくないので、後は委員会審議に任せますが。

ふれあい農園の減額が、これ半年分だということで130万円減額しています。これについては、当初予算のときに、たしか230万円上げてありますが、平成18年度の陣屋の村の予算書の中に、最初から半年分だけしか委託事業収入として100万円しか計上されてなかったんです。

だけど、市の方の当初予算では230万円上がってた。確かに半年分100万円しか使ってないので、130万円減額してるのはわかるんですが、同じ理由で、事業補助金というのがあったはずだと思います。

陣屋の村財団事業補助金を、当初予算では72万3,000円上げていて、そのうち半年分だけ陣屋の村の方は47万3,000円しか、陣屋の村の方は上げていない。

ここを指摘したときに、市の当初予算の72万3,000円は1年分だという御説明があったので、今回、この人件費、半年分だけ減額するのであれば、同じように、この事業補助金も半年分減額しなければいけないと思うんですが、その減額が載ってませんかというのがでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） 事業減額分でございますが、これは後を引き継いでいただける方に、その金額を支払いますと。具体例を申しますと、サツマイモを農園に植えております。今までは植えつけからずっときておったわけなんですけども、収穫が10月、11月にずれ込むものですから、そういうものに、後を引き継いでいただける業者の方に払っていくという考え方でございます。委託事業でございますので。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 陣屋の村は解散するんですね。その陣屋の村に最初、1年分の事業補助金出して、解散して、半年分残った分をほかの人に払うっていう、どうしたいかわかりますけど、そういうことをするのは、どうするんですか。解散した陣屋の村は、勝手に残った分横流しするみたいなことになってしまうと思うんですけど、一回やっぱりここで、その項目では減額しておいて、逆にその残った人に、別に補助金を出すんだったら出すで、上げなきゃいけないんじゃないんでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） ちょっと検討して、後で回答いたしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） ほかに。吉村幸治君。

議員（19番 吉村 幸治君） 4点ほど。22ページの2款の総務費6目の企画費の中の21節の地域総合整備資金1億4,500万円、これをもうちょっと詳しく説明をしてください。

それから、24ページの総務費の3目です。賃金、嘱託職員、これは説明の中で、収納課に2名の職員を雇用するんだということの説明を受けたんですけども、議員の質問、一般質問にもありましたけど、税だけでなく、料の、非常に滞納が、非常に大きいわけです。

それで、収納課という新しい課ができたのだから、税だけでなく、料も一括して、徴収すべきじゃないかという質問、指摘をしております。そのとき、今から検討してというような答えがございましたけど、この機会に、やっぱり収納課が一括してやるというふうな決意を示してほし

いなと思うんです。

今から考えますというようなことであるもんだから、お互いが、いつかやってくれるんじゃないかなというふうなことで、現下における料の徴収が、また職員の仕事を考えたときなんかを見ても、非常に厳しいもんがあるように見受けられますので、この際、2名増員であれば、料まであわせて徴収をします。そしていわゆる名寄せということで、税の滞納のある方は、料も大変御無礼な言い方かもしれませんが、滞納の可能性があるので、一応、名寄せをして、収納課で一括やりますというふうな答えがほしいなというふうに思っておりますが、その辺の質問です。

それから、40ページです。トラクターじゃったですかね、備品購入費です。一番下の方。トラクター、パッカー車の購入ということですが、これはどこに配置をするのかちょっとまあひとつ教えていただきたなと思っております。

それから、これ、再三出ておるんですけども、43ページです。還付金、この834万6,000円、このいわゆる財源内訳を見てみますと、恐らくこの雑収入というのをこれに持ってきとるというふうに思うんですけども、ちょっと金額が違うのと、それから入りの方の歳入の中にも、雑収入ということで、これに近い金額を上げておるわけですが、これを見ますと、この負担の方法について、今から担当者と一生懸命話していきますというような答えをいただいておりますけども、市としては、いわゆる支払った方からいただくというのを、この予算書の中で、明確に示しとるんじゃないかなと思うんですが、その辺をひとつお伺いしたいと思います。

それから58ページの体育施設のこの修繕費の771万1,000円、これ、ナイター施設の照明を修繕するということでございましたけども、この場所がどこのナイター照明なのか。特に湯布院の総合グラウンドのナイター照明が、非常に傷んでおりますので、それが入るとののかということを確認の意味で、ひとつお願いしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 19番、吉村議員さんにお答えいたします。

まず、22ページの企画費の中の21節貸付金ですか。地域総合整備資金1億4,500万円計上しております。これは、国の貸し付け制度でございまして、市がふるさと財団の支援を受けて、貸し付けを行うふるさと融資資金でございまして、湯布院の病院でしたか、総事業費の約20%を市が貸し付けるものでございます。国から、起債を借りまして、その起債をその病院に貸し付けるものでございます。

元金等につきましては、病院からいただきまして、利子につきましては、市が持つというふうな形でございます。またその利子の75%につきましては、交付税算入で返ってくるという、そういった事業でございます。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） 吉村議員の質問にお答えします。

中山間地域の過払いの返還金でございますが、収入の方では、議員御指摘のとおり、雑入の方で、収入を見込んでおります。

今、現時点では、集落の方、協議会を含めてまして、再度、返還していただくということで、交渉してお話をしてみたいというふうに思っております。

最終的には、市が、何パーセントか見るということになれば、また予算の組み替えをしなければならぬというふうにとらえております。当面、国の方に返さなければなりませんので、予算を計上させていただきました。

それから、歳出と歳入の数字が違うということでございます。額面で63万円程度違うわけなんですけども、これは、他の収入見込みが、農政課としてございます。旧湯布院地域に、和牛の貸し付けをして、一般財源対応しております。その返納金ということがありますので、申し添えておきたいと思っております。

議長（後藤 憲次君） 総務部長。

総務部長（二ノ宮健治君） 19番議員にお答えします。

24ページの徴收費の中の嘱託職員の2名の増員の件でございます。

一般質問等で、お答えをしたんですが、合併の当初の話し合いの中では、今、議員、御指摘のように、料までとろうということで、収納課を新しくつくりました。

そういう中で、職員の配置をしたわけですが、現在、8名、課長以下8名でやっています。

そういう現状でやってるわけですが、それぞれの現下等の話し合いの中で、全県的と言いますか、全国的に先ほど収納課の形が、税と料をとるといったところもあるんですが、なかなか効果が上がらないというような話も聞いております。

そういうことで、今回2名の嘱託職員を配置をして、収納課としては10名で、やっていこうということで、今、昨年10月から税の徴収に力を入れてます。

今の形で、来年の3月までは行きたいという具合に思っています。

御指摘にありました料につきましては、今、組織検討委員会の中で、やはり人員等の配置も、加わることでございますから、そういう総合的なことで、今、判断をしているところでございます。

そういうことで、料につきましては、来年の3月までは現行どおりというような収納課のやり方でいきたいと思っております。

議長（後藤 憲次君） 産業建設部長。

産業建設部長（篠田 安則君） 産業建設部長です。先ほどの農政課長の答弁に補足をさせていただきます。

43ページの中山間の還付金でございますが、834万6,000円を計上いたしております。これの内訳につきましては、還付金、農家の皆さん方に今、お願いしているのは、12年から16年の5年間分でございます。

ただ、ここで支出で上げております834万6,000円につきましては、12年から17年、17年分が既に国庫から入っております。県からも入っておるということで、これは農家の方には支出しておりませんので、その分を含めております。

それで、12年から16年の5年間分につきましては664万円、それから17年分が170万6,000円ということで、合計834万6,000円となっております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 環境課長、済みません。環境課長。

環境課長（麻生 哲雄君） 吉村議員さんの御質問にお答えします。

18節の備品購入費でございますが、一応、ごみ収集のパッカー車1台と、1トン程度のトラックを購入するようにしております。

これはどちらにあれするかということですが、一応、今、挾間、庄内は、環境衛生組合ですが、湯布院は前町からの流れで、民間委託ということで車を貸し出して、別に収集しておりますので、今度、リサイクルプラザができて、分別が細分化されてきます。

それで、うちの方として考えておりますのは、今、現在、使用している2トンのパッカー車が平成3年の3月に入れてますので、老朽化して、大変修理等多くなってますので、これをこの際、収集等を考えて3トンに変えたいと。

それともう一つ、トラックにつきましては、今、挾間、庄内してるんですが、湯布院地区はアスベスト製品の回収、それから蛍光管電球等をしておりませんのと、月に1回古紙の回収をしております。

古紙等にもトラックを使いますし、破損等考えたときに、トラックが必要ですので、この2台分を特防予算の方でお願いしております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 教育次長。

教育次長（後藤 哲三君） 教育次長です。吉村議員の御質問にお答えいたします。

体育施設費の需用費771万1,000円の内訳でございますが、議員の御指摘のように、湯布院総合グラウンドのナイターの不良、固定金具取りかえ工事204万7,500円含めまして、挾間体育センター、挾間上ノ原グラウンドナイター設備漏電修理、それと湯布院スポーツセンター漏電改修工事、スポーツセンター磁電、やはり湯布院のスポーツセンターの高圧磁電設備改修工事、高圧磁電盤の改修ということで、あわせて771万1,000円であります。

以上であります。

議長（後藤 憲次君） 吉村幸治君。

議員（19番 吉村 幸治君） 大部分理解できました。

しかし、この還付金の件ですけど、市長が今から話すというようなことの、関係者と話していただくというふうな説明がございましたけど、市としての方向性が決まってるわけなんですよ。

だからそのところをやはり、明確にしていかないと、それこそこの人間関係が、おかしくなってしまうって、市政の運営にも大きな支障を来たすんじゃないかなと。

しかし、ただほんなら悪かったところを認めとるのは市じゃないかということになれば、やっぱりその責任の所在もやっぱり明確にしていかないと、かといって、市税を使ったということになると、またこの返還要求云々の問題に発展する可能性があるから、やはり市がとっておる姿勢を明確に出して、そしてあやまるところはあやまり、責任をとるところは責任をとるというふうな強い態度を持っておかないと、何かいつの間にか、市が払うとったわというようなことになると、これは恐らくほかの市民からいわゆる返還を訴えるところの諸問題が発生してくると思うんで、これは慎重にやはり対応してほしいと思うし、市の姿勢はもう明確に出すべきだと思っております。

それから、徴収員の件ですけど、この際、やはり料もあわせて、とにかく個人が料も税も、大変御無礼な言い方かもしれないけども、重複して滞納しておるケースが多々あるんです。

そういうものを一本に集計をするようなシステムをつくって、やはりこれは収納課で、対応しますと、来年の4月1日からしますということを明言していただければ、今、受け持っておる各課も、安心して業務に専念するとともに、これまでの滞納整理ができるんじゃないかと思うけども、現情勢の中では、非常に厳しい現下の滞納状況にあるということ、やはり収納課、または総務課長あたりは認識すべきだと思いますので、これよろしく願いしておきます。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。小野二三人君。

議員（18番 小野二三人君） 18番、小野でございますけれども、再度お聞きをしたいと思っております。

整合性の関係でございますけども、お聞きしたいのが、過払いの関係でございます。

先般来、これに議論が集中しておるようでございますけども、私もその重箱の隅をつつくようなことは、したくないんですけども、産業建設部長にお聞きしたいのは、今、23節の関係で、還付金が834万6,000円計上されておるわけですけども、先ほどの同僚議員の答弁の中で、この説明はされておったんですけども、さきに戻ってみますと、市長の行政報告の中で、庄内地域で832万2,345円、それから湯布院地域で47万9,115円の過払いが生じておるというような報告を受けたように聞いております。

この関係と、この834万6,000円が、数値が、合致しないところがあるものですから、再度、この整合性について、お尋ねをしておきたいとそういうように思います。

議長（後藤 憲次君） 産業建設部長。

産業建設部長（篠田 安則君） 産業建設部長です。18番、小野議員の御質問にお答えいたします。

まず12年から16年の過払いの分につきましては、庄内町、湯布院町あわせて、総額で875万7,948円、これを過払いということで、地元の地域の方々に還付をしてくださいとお願いしてるところでございます。

支出の方に上がっております還付金834万6,000円のうちの12年から16年分の約664万円につきましては、国、県に還付をする4分の3の額を計上しております。

歳入と歳出の差がそこにありますので、御理解いただきたいと思います。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） かがみを開いてください。

第2条で地方債の追加及び変更は、第2条中地方債補正によるというふうに出てます。

それを見ると、6ページ、7ページに地方債補正2表が2つあるんです。表が2つちゅうのも、ちょっとようわからんですけど、2表と書いて。

大体、1つの表に1つの、1表しかないというふうに思うんですけども、どうしたもんかなと悩んでいます。

この書き方が悪いんです。6ページの方は、文書が真ん中あたりにずっと寄せてんですけども、7ページの方は、文章が一番上にくっつけてるんです。私も言ったように、当初予算の書き方はやっぱり踏襲して、補正でこういうふうに変えるんだという書き方をやってくれというふうをお願いしていたにもかかわらず、やっぱり聞き流してるんです。何で私の言うこと、皆、聞き流すかと思ってそこが理解できんですけども。

合計欄もこういう書き方をするのは、旧挾間町にもあったんですけども、全国的には珍しい書き方なんです、こういう合計ちゅうのは。表を全部書いて合計欄だけ、ここをちょこっと、上から見て、補正後の合計欄ちゅうのは、これは理解でけんような書き方なんですけども。

いま一つ、常識的な判断を持って、これ、つくっていただけんですか。

第2条で、追加補正にして、支出の方で、最後の60ページに、元金の償還金があります。となると、起債の償還、あるいは本年度の起債の金額は違うわけですから、当然、当初予算に提出された調書が変わってきます。ところがこの補正予算には、調書がつけられてません。

財政課がそういうミスをするちゅうのは、わかるんですけど、上、チェックする人がだれもないちゅうのが、私は情けないんですよ。財政課長さんの上の方は、どなたに、何人もおるです

わね。

そういうことでそういう初歩的なところを、何とか早く、きちっとできるようにしていただきたいと思います。

今回、初公開で初めて私、お願いするんですけども、旧挾間のときは、何度もお願いしてたんですが、欄の幅です。5ミリしかなんです、1行しかないところは、5ミリちゅうと皆さんのお手元には、積み上げ計算書がありますから、別に書き込みすることは必要ないですけど、私たちの手元には、積算根拠の書類は何もありませんから、これに、書類に書く以外ないんです。そしたらもうたった5ミリでは何も書けんですよ。

ところが補正予算を見てみると、全部1センチとってるんです。当初予算は、5ミリしかとらんけども、補正予算は全部1センチとってるから、これゆっくり書き込まれるんです。

だから、当初予算、来年度、19年度、今から予算の積み上げしていくんで、ぜひ予算書つくられるときは、由布市になったんですから、挾間町のときはけちけちして、7ミリから広がらんかったんですけども、由布市になってからあんた、7ミリをまだ5ミリに減らして、非常に私は見づらいし、使いづらいちゅう予算書にされてるんですけども、その辺について、何とか由布市になったことですから、再考いただけんかというふうに思います。

なんか細かいこといっぱいあるんですけども、ゆっくり聞きます。

地方交付税は先ほどの補正の質疑の中で、1,000万円については歳出にあわせて、組んだんだと。残りのやつは、この補正、交付税でのせたっていうんですけども、まだ隠しがあるですね、1,000万円近く。

それは何のためにとってるんかちゅうのを教えていただきたいんですが。

その下の分担金、負担金、私の聞き漏らしかしりませんが、10ページの農業費分担金、それについて教えてください。（発言する者あり）うちのか。するどいやじが飛んで、はい。（発言する者あり）

歳出でずっと各課に共通してるやつで、法規追録代というのが載ってます。法規追録代について、特段の説明はなかったんですけども、当初予算のときに、脱落しとったか何かわからんですけども、総額で幾らになるのか教えていただきたいと思います。

20ページを開いてください。

これも各課に共通するんですけども、18節の備品購入で、庁用器具代とか、あるいは機械器具代とかいう表記の仕方をしてるんです。

予算書の書き方は、予算書を見た人がわかるような書き方をしなさいというふうになって、別に細目を書きなさいとはなってないんですよ。

したがって、すべての説明欄で共通して言えることなんですけども、こういう書き方は、何と

かならないかというふうに思うんですけども、いや、これでいいんだというふうに言い張るつもりなのか。そこ辺を一言お願いしたいと思います。(発言する者あり) 少しずつやる……、ずっと全部やるやろ。

議長(後藤 憲次君) 大体3問ずつぐらいやった方がいいんじゃないかなと思います。

議員(8番 西郡 均君) ああ、そうなん。そんなら以上で。

議長(後藤 憲次君) 余り長くなるなら休憩をとりたいと思うんですけど、まあちょっとひときり、答弁の方、お願いします。(発言する者あり)

休憩をとりましょうか。休憩します。14時半、再開します。

午後2時20分休憩

午後2時30分再開

議長(後藤 憲次君) 再開します。

それでは先ほどの答弁をお願いします。財政課長。

財政課長(米野 啓治君) 財政課の米野でございます。8番、西郡議員さんにお答えいたします。

まず、交付税、普通交付税の件なんですけど、普通交付税が7月に決定されまして、当初41億2,511万9,000円を組んでおりました。今回の算定で46億1,290万8,000円が確定いたしました。差額が4億8,778万9,000円でございます。3号補正で、先ほどのときに言われました1,056万円を組んでおります。今回の補正が、4億6,188万4,000円の、その補正になっております。

トータルで、4号補正後の交付税は1,534万5,000円残っております。これは一応、留保となっておりますが、今回、予備費等で計上するのが正しかったかなと思っております。

それから、枠の件なんですけど、5ミリを1センチに、当初予算をしょという件なんですけど、これはちょっと今、私が答えるちゅうか、できるものか、できないものか、ちょっとわかりませんので、もし、これ1ミリにした場合に、また経費がかかるようでしたら、ちょっとこれは無理な話ではないかと思っております。

それから、表につきましては、ちょっと表はそれぞれ、これでいいのではなからうかと思っております。つくっているんですけど、悪いということでございますので、一応、8番議員さんと話してみたいと思います。

それから説明欄の件なんですけど、これは、パッケージはまたこれ、ちょっとどうなってるか私もよくわかりませんので、要するに財政課でまた検討いたしたいと思っております。

それから最後に、地方債の調書についてでございますが、確かにこれは、忘れていたかなと思

っております。今回の最終議会の日までに、この調書を何とか作成いたしまして、各議員さんのお手元に配付するよう努力いたしますので、どうか御了承願いたいと思っております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） ほかに。（発言する者あり）総務課長。

総務課長（秋吉 洋一君） 総務課長の秋吉でございます。

議員さん、御指摘の法規追録代でございます。今回139万9,000円の補正をお願いいたしております。

その右に、累計が779万9,000円というふうになってございますが、これは累計でございます。あくまでも総務関係にかかわる追録代ということで御認識方をお願いいたします。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） 8番議員にお答えします。

農業分担金でございますが、これは庄内地域の末井路という水路がございます。その事業の測量試験が今年から始まります。その分担金でございます。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。西郡均君。2点ずつぐらいにしばって言ってください。暇が要ります。

議員（8番 西郡 均君） はい、わかりました。

先ほどの779万円というのが、追録代の総額ちゅう意味ですか。各課の全部あわせた。

総務課長（秋吉 洋一君） 各課じゃなくて、総務関係の追加、トータルということ。

議員（8番 西郡 均君） 私が聞いたのは、各課あわせた総額をお尋ねしたんです。

総務課長（秋吉 洋一君） 総額につきましては、各課に分かれて、計上いたしてございますので、その点につきましても、また8番議員さんに、各課を……

議員（8番 西郡 均君） 私だけじゃなくて、みんなにそれを。

総務課長（秋吉 洋一君） すべてまとめたものをじゃ全議員さんにまた、後日御連絡申し上げたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 説明欄はそういうことなんで、説明に関する部分はもう全部省略したいと思います。

そうなるとねえなる……、（発言する者あり）いや、説明になってないとかそういうのんじょうやけんね。別にもう……、説明欄、さように見てわかるように、課の中できちっと検討して、これで議員さんが理解してもらえるかどうかをチェックした上で、これから出してほしいというふうに思います。

説明欄以外で尋ねるところは……、これも農業関係な、またやじが飛ぶ。

議長（後藤 憲次君） なかったら次に行きます。時間がもったいない。

議員（ 8 番 西郡 均君） 期末勤勉手当で、どぼっと多いところがあったんですけど、ちょっとページを、繰り寄せるのですが……。

議長（後藤 憲次君） 探しよってください。久保博義君、どうぞ。

議員（ 25 番 久保 博義君） 25 番、久保です。私は通告してなくて、大変申しわけございません。

議長（後藤 憲次君） マイクを立ててください。

議員（ 25 番 久保 博義君） 通告してなくて大変申しわけございませんけども、2点だけ、質問させていただきたいと思います。

最初に、43ページの農地費でございますけども、先ほどからいろいろと質問出とりましたが、委託料と工事請負費で、塚原の無田4号線っていうことでございました。

これは、旧町時代から問題がございまして、用地につきましては、筆界未定地で、なかなか工事できなかつた記憶しとります。解決できたのかお聞きしたいと思います。

それからもう1点は、56ページの19の負担金補助交付金でございますけども、自治公民館整備補助金40万4,000円、これについて、説明あったと思いますけども、聞き漏らしたんで、再度お聞きしたいと思います。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） 農道無田4号線の筆界未定の件でございますが、まだ解決をしておりません。

関係者に通知をして、工事をすることの理解を求める作業を今、やってるところでございます。

工事そのものは、筆界未定地は、路肩に道路側溝だとか、そういうものは入れない計画でございます。舗装のみという位置づけで事業を行いたいというふうに思っております。

筆界未定ということございまして、筆界がきちっと定まらないと、構造物を入れた場合、問題がありますんで、そういう位置づけの中で、当面、対処していきたいというふうに思っております。

議長（後藤 憲次君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（甲斐 裕一君） 25番議員にお答えいたします。

自治公民館の整備費といいますのは、これは挟間地域の喜多里団地と、鬼崎、喜多里の方はトイレの改修と、鬼崎の方は照明器具の方です。

議長（後藤 憲次君） 久保博義君。

議員（ 25 番 久保 博義君） 筆界未定地です。その工事するとはちょっと気になるんですよ

ね。あと問題起きなきゃいいんですけども、今までが湯布院の場合、旧町時代に相当もめて、いろいろあった気がしとるんですよ。

予算つけて、実際工事に着手するっていうのはなかなかだろうと思うんです。

やっぱりせめて、責任とれるような範囲までになってから、着手していただきたい。

と、もう1点は、工事費と測量費が、今度の追加議案になるうかと思ってますけども、辺地債の分です。出ておりますけども、提案されておられませんから、これ言えないんですが、提案されたときに言えいいことかもしれませんけども、総務委員会に付託されるようになってますね。

先にこれが提案された後に、予算が上がるべきだと思うんです。初日でもいいですから、これ、直ちに提案できなかったのか。

でないと、辺地債、これができないまま、これ先に予算審議しても、予算につきましては、あくまでも建設水道ですか、工事費そのものは。で、辺地債については、総務委員会なりの感じになってますよね。それもありますし、やっぱり前回、6月議会でも、住宅の廃止の問題で、事務手続がこう変わったんじゃないかちゅうことまで言われたと思います。

今回もそういう形になっとるんですよ。その辺の考え、お聞きしたいと思います。

それからもう1点、公民館の方なんですけども、指定管理者で、いろんな形で、修繕等の補助率等々がありました。その補助基準に行っとるのか、補助率の関係はどういう形になっとるか教えていただきたい。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） 25番議員さんにお答えをいたします。

道路の舗装で、筆界未定は大変厳しいということでございますが、地元の要望も強いわけございまして、筆界未定地につきましては、中央部分を舗装して、今、道路として使用されてる中央部分だけ舗装するという考え方でおります。

仮に、そこが筆界未定でありまして、民地だとなったときは、もうその舗装をはいで、地主に返すという位置づけでやっております。

それから、辺地の総合計画との整合性でございますけれども、本当に、議員御指摘のとおりだというふうに思っております。

言いわけになるかもわかりませんが、私どもは、地元の強い要望ということもありまして、辺地債を借りる、借りられないということがありまして、可能な限り辺地債が借りられればこの事業が、達成できるわけございまして、当初、1,500万円という位置づけの中でやっておったんですけど、標準単価を掛けて、キ口数に掛けたときに、約工事費だけが1,500万円かかるということの中から、やっぱり2,100万円という額ができてきたものですから、急遽、辺地の総合計画の変更を先にしなければこの事業かけられないということでございまして、

私どもと、財政課と、総合政策課の間で、ボタンのかけ違いと申しますか、話し合いが、常にやっておけばいいんでしょうけども、それが落ちておったということでございます。

大変恐縮だと思いますけども、御理解を賜りたいというふうに思います。

議長（後藤 憲次君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（甲斐 裕一君） 久保議員にお答えいたします。

指定管理者の湯布院にある公民館につきましては、8月いっぱい、協定書を結びまして、各自治区の協定を結んでおります。

そういう中で、由布市の自治公民館等の整備補助交付規則ということありまして、この例規集に載っておりますが、新築及び改築の場合、工事費600万円までは工事の2分の1、600万円を超える工事費について、工事費から600万円を減じた額の4分の1に300万円を加算した額とする。ただし上限は600万円までとする。そして、増築の場合は、面積10平方メートル以上で、工事費の2分の1、上限が60万円となっております。

先ほど言いました喜多里と鬼崎につきましては、修理の場合でございます。修理で工事費30万円以上、2分の1、上限を40万円とするというこういう規則がございますので、これにのっとりやっております。

議長（後藤 憲次君） 久保博義君。

議員（25番 久保 博義君） 交付金につきましては、補助金につきましては、理解できました。ありがとうございます。

農道の分ですけども、今、るる説明ございましたんですけども、それは昔から要望出とるの私もよう知っとります。してくださいというその強い要望あるのも知っておりますけども、やはり行政がやる以上は、後の苦情がないようにしていただきたいということをお願いしときたいと思います。

それから、今度の辺地債の追加になったのも、さっき1番議員さんが質問が出ましたように、やっぱ設計が出されてないと、やっぱこういうふうに工事変更できるわけです。工事費が出てこないもんですから、こういった形で出てくると思うんですよ。

その辺を今後、気をつけていただきたいと思います。

以上です。終わります。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 60ページ、最後の公債費のその他の手数料というのが何を指してるのか教えていただきたいのと、25ページ、総務費で、3項戸籍住民基本台帳費の中の1目戸籍住民基本台帳の3節職員手当等で、期末勤勉手当で1,211万8,000円というの、説明したかとは思いますが、何でこういう金額になるのかというのを教えていただきたいんで

すが。

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 8番、西郡議員さんにお答えいたします。

60ページのその他の手数料、これちょっと私も今、見て、何やったかなちゅう思うんですが、ちょっと調べてまた後日御報告いたします。

議員（8番 西郡 均君） 後日じゃなくてさっさとお願いします。

議長（後藤 憲次君） 勤勉手当も。期末勤勉手当。25ページの期末勤勉手当。（発言する者あり）総務課長。

総務課長（秋吉 洋一君） この件につきましては、ちょっと今、ここで確認できませんので、後ほどまた御連絡申し上げます。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。 これで質疑を終わります。

日程第20・議案第135号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第20、議案第135号平成18年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 4ページを開いてください。

毎回言ってることなんですけども、補正予算の補正額の財源内訳です。国・県支出金、あるいはその他の特定財源がそれぞれ国・県支出金の合計額、あるいはその他の支出金の合計額と異なるんですよ。

当初のときにも言いましたけども、何でこういうような計算をするのか、よう分からんですけども。これでいいんだという解釈が成り立つんなら教えていただきたいというふうに思います。

ついでに8ページの還付金、諸支出金の還付金で、国と支払い基金それぞれ幾らなのか明細を。

国に対しては、15年、16年度の過誤があったということなんですけども、その15、16の過誤をそれぞれが幾らなのかも含めてお願いしたいと思います。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 保険課長。

保険課長（佐藤 純史君） 保険課長の佐藤でございます。西郡議員にお答えいたします。

財源内訳の件でございますけれども、これもいつかだったですか、当初予算のときですか、異論ありましたけども、これは県の方に確かめたところ、一応、国の部分を支払い基金がやるから、国・県でもいいですよということであったんですが、どちらかと言えば、その他に持ってた方がよいと。しかし予算的にもう計上してるんですがと言ったら、それはそれで、財源内訳ですので、そのように説明していただいて、了解いただければ問題ないだろうということですので、

どちらかと言えば、その他がいいということで、県が言われましたんで、私の方も今後は、支払い基金の分につきましては、その他の方に持っていきたいということで思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

それから、還付金でございますが、これは療養給付費が220万1,000円でございます。1,000円単位で申し上げますと、それからその今の部分が狭間町分でございます。療養交付金の超過交付金で、庄内分が1,140万3,000円でございます。それから退職療養交付金、これにつきましては332万1,000円ということで、2,925万704円ということでございます。それは、国と支払い基金の方に、支払いするというものでございます。

それから調整交付金の返還ということでございますけれども、これは、レセプトの点検の際に、誤って数値を記入したと。どういうことかと申しますと、件数等、入れてはならないものを入れたもんですから、県の方に審査したときに、この数値分については、交付できませんと言われて、何回となく県の方に確かめたところ、15年度で200万円、16年度で200万円、計400万円ということで、返してくださいと。

これ、今後、監査が入りますけれども、監査が入る前に、自主返納という形をとったらどうかということで、県から指導がありまして、現在、決済を申しまして、このように400万円を自主納付ということで、返すようにしております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 結論的には、支払い基金その他でいいんですけど、国・県を見ましても、前のページを見れば、国・県をあわせて、単純に1,158万1,000円になってるでしょう。ところが国・県支出金の歳出合計は701万4,000円ということで、何かわけわからん数字になっとるんです。

その他の支払い基金の総額を、ここに入れたとしても、それ以外の繰入金322万円が一般財源の方に入ったり、要するに、担当課はそれで見落としはしとっても、上の偉い財政課とか、総務部長とか、助役とかいるわけですから、せっかくそういう人があるんだから、悪いところは悪いということで、やっぱりチェックが効くような体制をとっていただきたいんですけど、代表して、総務部長。

議長（後藤 憲次君） 総務部長。

総務部長（二ノ宮健治君） 8番議員にお答えします。

そういう体制がとれるように、努力をしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。 これで質疑を終わります。

日程第21．議案第136号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第21、議案第136号平成18年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

日程第22．議案第137号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第22、議案第137号平成18年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありますので、通告順に発言を許します。まず、17番、利光直人君。

議員（17番 利光 直人君） 3月にも質疑を一遍、この件でいたしました。もう皆さん、御承知のとおり、私は合併前から、当時の役場の説明会に聞きに行っていて、当時、挟間から今、相馬室長が、湯布院の協議会の方に出とったんですが、そのときから、この温泉館、それから陣屋の村あたりを、切り離した合併はどうかということはずっと言ってきました。

その中で、陣屋の村は、何とかかんとか、1,500万円ぐらいの、初日上がりしました予算の中で、何とか指定管理に持っていったと。

先般、3月にお聞きしたときに、平成40年代ぐらいですか、までにこの金額を充当しなきゃいかんという話をお聞きしたんですけど、県が香りの森を売ったように、これがひもつきなもんですから、その辺ができるんかどうかを、私は詳しいことはわからんですけども、この辺が指定管理になっていくのか。それとも、そういう予算のひもつきで、売買とかそういうことが平気でできるのかどうか。

それと、これについて市長、そう考えておるのか。ちょっと所見をお聞きしたいと思うんですが。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） その辺につきましては、いろいろ論議があるところでありまして、まだ起債が6億近く残っておりますので、そういうことも加味しながら検討していきたいと思っております。

議員（17番 利光 直人君） 何とか、早目に検討ができればよろしくお願いたします。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 次に、12番、藤柴厚才君。

議員（12番 藤柴 厚才君） 12番、藤柴です。

この温泉館です。4月の当初予算で、一般管理費として2,735万5,000円計上しており

ます。これは、前年度は1,565万9,000円ということで、当初予算で1,169万6,000円の増額ということでありました。

そして、そういう中で、今回、増額補正ということで180万円と。この内容については、この前のちょっと説明では、材料の、要するに仕入れの費用ということをしてあります。この材料の仕入れとはどういうものを材料を指すのか説明をお願いいたします。

議長（後藤 憲次君） 健康増進課長。

健康増進課長（大久保富隆君） 健康増進課長です。藤柴議員にお答えをいたします。

これは温泉館の売店で売りますシャンプーだとか、飲用水だとか、タオル、水着、帽子、そういったプールに入る用品、そういったのを売店で売るための補正です。

今回、180万円の補正でございますけども、営業努力の結果、多く売れて、その反面、仕入れの歳出の予算が足りなくなったということで、充当財源としても、収入を充てておりますので、その辺御理解いただきたいと思えます。

議長（後藤 憲次君） 藤柴厚才君。

議員（12番 藤柴 厚才君） この一回、一回、これだけ前回よりも1,169万6,000円増額予算を組みながら、何とかこの管理費の中で、やっぱ運用できないのか。一回、一回、何が足らんから、はい補正じゃ、何が補正やいう、私は類のものじゃないと思うんです。

特に、こういう材料とか、要するに仕入れ材料、これはもう何かものが、陳列ケースが壊れたとか、そういうものの一般管理費ならまだ話はわかるんですけども、何が足らんごとなったらすぐ補正を組んでくれと。

そんなら仮に、もしこれはこれで組んだとしても、じゃまたほならものがよう売れて、またほんなら次のときに、補正をまた200万円組んでくれ。そういう形にどんどんなって、私は少し、行政に少し、運営自体が甘えてるんじゃないかな。通常、企業ではこういうことは考えられないと思えますよ。

当然、ようけ売ればそれだけ、利益が出ておるし、その利益のそういう中で、支出するというけど、これはもう物が売れて、ほいてなおかつ補正組んで運用しなければならぬような状況はちょっと異常だと私は思うんですけど。そこら辺の見解をお願いいたします。

議長（後藤 憲次君） 健康増進課長。

健康増進課長（大久保富隆君） 健康増進課長です。藤柴議員にお答えをいたします。

私は議員さんと全く反対の考えでございます。

これは、温泉……、（発言する者あり）仕組み、（発言する者あり）これはもう一般会計と同じでございます。単式の簿記でございますので、いわゆる幾らお金があっても、歳出という予算組まければ、歳出、いわゆるお金を出すことできません。それで今回は、原材料費として、売店

の用品を買うために、歳出で原材料費ちゅうことで組んでます。

それで、当初52万円で組んでおったんですけど、やっぱり営業努力によって、物品がよく売れますと。陳列棚のがほとんどもう空になって、あと仕入れなきゃ、あと売るもんがないと。そういうときに、物品を仕入れて、また売るための物品を仕入れるわけです。

ですから、歳出になってる財源は、売り払い収入として上げますので、もう極端なことを言えば、これが収入がふえればふえるほど、今後、年度末にゼロ精算したときに、一般会計からもらってる1億2,100万円を少しでも多く一般会計に戻せるということで、特に我々は、営業努力といってることで、この仕入れ材料がふえるということは、それだけ売れたということですので、私は、温泉館の職員にもう少しでも、まだ売れる分は売れと、そんだけ収入を上げるということで、ハッパをかけてるところでございます。

議長（後藤 憲次君） 藤柴厚才君。

議員（12番 藤柴 厚才君） よく理解できました。そこら辺がちょっと私なんか理解できなかったんで、通常では、ちょっと私なんかの認識ではちょっと考えられない、おかしいなということで質疑をしたわけでございます。わかりました。

議長（後藤 憲次君） 以上で、通告による質疑は終わりますが、ほかに質疑ありましたら受けます。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑を終わります。

日程第23・議案第138号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第23、議案第138号平成18年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 最後の15ページを開いてください。

職員給に関する明細書の一番最後で、一番最後じゃないんか、15ページの当初予算では、国の制度については、制度なしというふうになっとったんですけども、定年退職及び退職勧奨にかかわる退職手当の欄です。

これ、どういうふうになってるのか。当初予算のときが間違ってたのかどうかそれを教えていただきたいんですが。

議長（後藤 憲次君） 水道課長。

水道課長（目野 直文君） 水道課長です。

当初予算のときには、確かに国の制度がなしということになっておりました。今回、この補正につきまして、ここの、ここといいますか、このところは、一般会計の方も今回、これはつけて

ないということで、チェック依頼はしてませんでしたので、水道課自体で作りしました。

これが、よしあしてなると、ちょっと今、わからない。ちょっと返答に困ります。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） それではよしあしのわかる部分をお尋ねします。

13ページの級別職員数の1級、2級の見方なんですけども、18年1月1日現在で、2級の人が2名で、7月1日に3名になってる、いわゆる格下げになっとるんです。この事情ちゅうのをちょっと説明していただけんですか。人が入れかわったのかどうか。

議長（後藤 憲次君） 水道課長。

水道課長（目野 直文君） 水道課です。

これは給与制度の改正に伴うもので掲載をしております。人はかわっておりません。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 理解不能なんですけど、わかるように教えていただけんですか。

議長（後藤 憲次君） 水道課長。

水道課長（目野 直文君） これにつきましては、再度調査をいたしまして、報告したいと思えます。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

以上で、各議案の質疑が終わりました。

ただいま質疑を行いました報告3件、認定1件、承認2件、議案17件の計23件の案件につきましては、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

日程第24．農業委員の推薦について

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第24、農業委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りします。議会推薦の農業委員は4人とし、三重野精二君、小野二三人君、江藤明彦君、田北トシ江さんを推薦したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 異議なしと認めます。よって、議会推薦の農業委員は、4人とし、三重野精二君、小野二三人君、江藤明彦君、田北トシ江さんを推薦することに決定をいたしました。

ここで、暫時休憩をします。15時20分から再開をします。

午後3時08分休憩

午後 3 時 21 分再開

議長（後藤 憲次君） 再開します。

日程第 2 5 . 請願について

日程第 2 6 . 議案第 1 3 9 号

議長（後藤 憲次君） 去る 9 月 7 日の本会議において、請願・陳情 7 件それぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。その後、請願 1 件を受理しております。

また本日、市長から議案 1 件の提出がありました。

ついては、この請願及び議案を本日の日程に追加し、追加日程第 2 5、第 2 6 として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 異議なしと認めます。よって、請願 1 件及び議案 1 件の本日の日程に追加し、議案とすることに決定をいたしました。

まず、日程第 2 5、請願についてを議題とします。議会事務局長に請願の朗読を求めます。局長。

事務局長（衛藤 重徳君） 議会事務局長です。

それではお手元に配付の請願文書表によりまして、朗読をいたします。

朗読は件名、請願者、それから紹介議員のみとさせていただきます。氏名の敬称は略します。

受理番号 2 0、件名地方財政の充実強化を求める意見書の提出についての請願、請願者自治労由布市職員労働組合執行委員長佐藤式男、紹介議員佐藤郁夫。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） ただいま議会事務局長が朗読いたしました受理番号 2 0 の請願については、会議規則第 1 3 4 条の規定により、お手元に配付の請願文書表のとおり総務常任委員会に付託します。

次に、日程第 2 6、議案第 1 3 9 号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを上程いたします。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

市長（首藤 奉文君） 提案理由の説明の前に、乳幼児医療費の件でありますけれども、先ほど、論議がなされたところでありまして、市としては、保育料そしてまた幼稚園の授業料等々で、総合的に助成をしていくということでありまして、

今回、緊急財政、大変厳しい状況の中で、乳幼児医療については、県の方針どおり行く予定に

しておりますけれども、これは、財政の見通しが立ち次第、由布市としても全額医療費補助をしたいというふうに考えております。大変済みません。

ただいま上程されました議案第139号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更につきまして、追加議案の御説明を申し上げます。

辺地につきましては、3月定例会で、市内の15辺地の総合整備計画を議決していただいたところでございますが、そのうち、塚原辺地の農道無田4号線の事業費等につきまして、当初の予定額を超えることになりましたので、変更の議決をお願いするものでございます。

何とぞ慎重御審議の上、御協賛賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（後藤 憲次君） 次に、担当部課長に詳細説明を求めます。総合政策課長。

総合政策課長（野上 安一君） 総合政策課長です。御説明をいたします。

議案139号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてでございますが、ただいま市長、御説明申し上げましたように、この辺地計画につきましては、3月の定例会で、由布市内の15辺地地域の整備計画について、議決をいただいているところです。

今回、変更になりましたのは、お手元の資料の裏に書いておりますように、18年度から22年度までの5年間の事業計画の御承認をいただいておりますが、塚原辺地地区の変更でございます。

変更前が農道無田4号線の1,500万円の事業費に対しまして、変更後同事業と事業費につきまして2,100万円の事業費で変更をお願いしたいという追加の議案でございます。

よろしく御審議方お願いいたします。

議長（後藤 憲次君） 議案の詳細説明が終わりました。これより議案第139号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題として質疑を行います。質疑はありますか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） ここで同僚議員の先ほどの質疑の中で出た予算で、先に工事費1,500万円、測量設計520万円を組んどって、そして後で、この辺地計画の変更を出すという整合性のなさについて、最初に弁解があってしかるべきじゃなかったかと思うんですけども、その辺については、何も触れられてなかったんですが、提案理由並びに詳細説明、どちらでも結構です。そこ辺を、釈明をお願いしたいんですが。

議長（後藤 憲次君） 総合政策課長。

総合政策課長（野上 安一君） 大変申しわけございませんでした。

順序を間違えておりましたが、今回、追加で御審議方よろしくお願い申し上げます。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。これで質疑を終わります。

ただいま質疑を行いました議案第139号については、会議規則第37条第1項の規定により、

お手元に配付の議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託します。

議長（後藤 憲次君） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。本日はこれにて散会いたし
たいと思いますが、御異議ありませんか。水道課長。

水道課長（目野 直文君） 水道課長です。済みません。

先ほどの8番議員さんからの質問でございましたが、期末手当及び勤勉手当のところでございますが、今、確認しましたが、一般会計水道ともに国の制度ということのところには、同じ数字
が当初予算から載っております。

それと、級別職員数でございますが、これは4月1日よりの給料表の変更によりまして、人数
が、全体は変わってませんが、中身として変わっております。

以上でございます。済みませんでした。

議員（8番 西郡 均君） はい、わかりました。

水道課長（目野 直文君） ありがとうございます。

議長（後藤 憲次君） 本日はこれにて散会します。長時間御審議御苦労さまでした。

午後3時39分散会